

主要行等向けの総合的な監督指針の概要

I. 基本的考え方

- 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。
- 主要行等の監督事務に関し、基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、従来の事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の内容も踏まえ、できる限り体系的に整理（本監督指針の策定を受け、事務ガイドラインは廃止）。さらに、銀行持株会社、銀行グループに対する連結ベースの監督、外国銀行支店の監督、銀行業への新規参入等の取扱いについても規定。
- なお、本監督指針は、主要行等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。
- 本監督指針の対象である「主要行等」とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。この他、信託兼営銀行、新規参入銀行、外国銀行支店等については、必要に応じて本監督指針を準用。

II. 主要行等監督に係る事務処理上の留意点

- | | | |
|--------------|--------------------|----------------|
| ①監督事務の流れ | ③銀行に関する苦情・情報提供等 | ⑤行政指導等を行う際の留意点 |
| ②検査部局等との連携確保 | ④法令解釈等の照会を受けた場合の対応 | ⑥行政処分等を行う際の留意点 |

III. 主要行等監督上の評価項目

1. 経営管理（ガバナンス）

主要行等の経営管理の有効性を検証

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①代表取締役、取締役及び取締役会の責務 | ④外部監査の活用 |
| ②監査役及び監査役会における経営監視機能 | ⑤外部監査機能と
内部監査部門等の連携 |
| ③内部監査部門 | |

2. 財務の健全性等

主要行等の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- ①自己資本の充実
 - 自らのリスク特性に照らした自己資本充実の程度を評価する態勢の整備、自己資本の質についての分析、繰延税金資産の開示 等
- ②収益性の改善
 - 的確な収益性の分析・評価に基づく業務再構築への取組み、ITの戦略的活用 等
- ③リスク管理態勢
 - 統合リスク管理、信用リスク管理（大口与信管理、カントリーリスク、早期の不良債権の認知及び健全債権化（産業と金融の一体的再生）を行うため態勢の構築を規定。）、市場リスク管理、流動性リスク管理 等

（注）なお、信用リスク管理には、これまで、不良債権問題解決のため、金融再生プログラム等で主要行に対して要請してきた事項を集大成。（要管理先の大口債務者に対するDCF法の適用 等）。

3. 業務の適切性等

主要行等のコンプライアンス態勢等を検証

- ①法令等遵守
- ②情報開示
 - リスク管理債権の適切な開示（条件緩和債権の規定見直し等）、適正な財務報告がなされるための内部統制システムの構築、利用者に分かりやすい開示 等
- ③利用者保護
 - 与信取引、預金及びリスク商品（投資信託等）の販売に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能、顧客情報管理、プライベートバンキング業務にかかる適切な業務運営の確保 等
- ④システムリスク
 - システムリスク管理体制の不断の見直し、ATMシステムのセキュリティ対策、金融機関間のシステム・ネットワークの利用に係る適切なリスク管理 等
- ⑤システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
 - システム統合に係る取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化、システム統合方式に係る経営判断の合理性、十分なテスト・リハール体制の構築、実効性のある内部監査・第三者評価 等
- ⑥インターネットバンキング → セキュリティの確保 等
- ⑦海外業務管理 → 海外監督当局に対する適切な対応 等

4. 更なる顧客利便の向上等

- ①利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供
- ②企業の社会的責任（CSR）についての情報開示
- ③業務継続体制（BCM）

IV. 銀行持株会社

銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とし、特に銀行持株会社の監督上留意すべき事項について規定。

V. 銀行グループに対する連結ベースの監督等

銀行グループに対する監督上の留意事項として、銀行の子会社等の業務範囲やアームズ・レングス・ルール等について規定。

VI. 外国銀行支店の監督

外国銀行支店の監督上の着眼点として、本店及び支店経営陣による支店経営・業務運営の適正な管理、情報管理態勢の構築、母国監督当局等との連携・情報交換等について規定。

VII. 銀行業への新規参入等の取扱い

限定的な銀行業務を営む場合、主としてインターネットやATM等の非対面取引を営む場合及び事業親会社が存在する場合に係る銀行免許申請の取扱いや、事業会社、投資ファンドに係る主要株主認可申請の取扱いについて規定。

VIII. 銀行代理業

平成 17 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針

I. 基本的考え方

平成 16 年 12 月に公表された「金融改革プログラム」においては、金融行政について、「金融システムの安定」重視から「金融システムの活力」重視へと局面（フェーズ）が転換しつつあるとの認識から、金融行政当局の基本的姿勢として、①市場規律の補完、②金融行政の行動規範の確立、③利用者保護ルールの整備・徹底、が求められた。今後はこうした基本的姿勢に則り、利用者満足度の高い金融システムを「民」の力によって実現するよう目指していく必要がある。

地域金融については、「金融改革プログラム」において、地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、地域密着型金融の一層の推進を図ることとされた。この実現のため、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（15 年 3 月公表。以下「旧アクションプログラム」という。）について実績等の評価を行った上で、これを承継するものとして、本年 3 月に 17～18 年度を対象とした「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（以下「新アクションプログラム」という。）を策定・公表したところである。旧アクションプログラムに基づく地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは総じて着実に進捗しているものの、その効果が顕在化するまでに一定の時間を要する取組みが少なくないこと等を踏まえれば、今後とも新アクションプログラムに基づきこうした取組みを継続し、地域密着型金融の一層の推進を図っていく必要があると考えられる。

また、本年 4 月にペイオフ解禁が実施されたことを受けて、金融機関においては市場規律の下でさらに緊張感をもって経営基盤の強化に取り組む必要があるとともに、利用者に対する情報開示を一層充実させていくことが重要となっている。さらに、本年 4 月の個人情報の保護に関する法律等の施行を契機として、多くの金融機関において顧客情報の紛失等の事実が判明したことを踏まえ、顧客情報の保護態勢の確立が求められるほか、偽造キャッシュカードによる被害が大きな問題となったこと等を踏まえ、金融犯罪防止に向けた対策の強化が求められるなど、金融機関における利用者保護の確保の必要性が高まってきている。

このような状況の下、17事務年度においては、i) 金融機能の安定、ii) 金融サービスの利用者保護、iii) 円滑な金融の確保、といった金融行政の基本的な目的を達成するため、以下の基本的考え方にに基づき、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則し、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的・効果的に遂行する。

- ① 金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるため、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努める。
- ② 私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にあること、情報開示による規律付けが主たる行動規範となるべきであることを十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する。
- ③ 実効性の高い金融監督を実現するため、検査部局との間で「検査・監督連携会議」や日常的な情報交換等を通じ、十分な意思疎通を確保するなど、それぞれの独立性を尊重しつつ、検査部局との連携の強化に努める。

また、中小・地域金融機関（以下「金融機関」という。）を取り巻く現下の状況に的確に対応するため、特に以下に掲げる事項に重点を置いた適切な監督を行う。

II. 重点事項

1. 地域密着型金融の一層の推進

各金融機関が、新アクションプログラムに基づき、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」、情報開示等の推進とこれによる規律付け、を通じて間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、各金融機関が経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信認が得られること、を当局としては期待しているところである。このため各金融機関が策定する個性的な「地域密着型金融推進計画」の進捗状況についてフォローアップを行う。また、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

(1) 事業再生・中小企業金融の円滑化

活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業の金融の円滑化を促すため、事業再生や中小企業金融の円滑化を図るために実施する各種の具体的取組み（①事業再生に向けた積極的

な取組み、②担保・保証に過度に依存しない融資の推進等、③人材（「目利き」能力）の育成、等）が着実に実施され、地域密着型金融の一層の推進が図られるように、その取組態勢についての的確にフォローアップする。

（２）経営力の強化

金融機関は、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすために、自らの経営力の強化を図り、経営の健全性に対する預金者等の信頼を確保していくことが必要不可欠である。このため、経営力の強化に向けた各種取組み（①リスク管理態勢の充実、②収益管理態勢の整備と収益力の向上、③ガバナンスの強化、等）が、着実に実施され、地域密着型金融の一層の推進が図られるように、総合的なヒアリング等を通して、その検証を行い、その取組態勢についての的確にフォローアップする。

（３）地域の利用者の利便性向上

各金融機関の地域貢献に関する情報開示については、着実な取組みが見られるところであるが、さらに、①地域の中小企業に対してどのような資金供給が行われているか、②地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等がどのように活かされているか、等といった地域の特性等を踏まえた地域貢献の状況を示すことにより、地域の理解を得るとともに、地域の利用者利便の向上に向けた競争を通じ、地域の利用者の満足度を重視した経営を行うことが重要である。このため、地域の利用者の利便性向上に向けた各種取組みについて、その取組態勢を的確にフォローアップする。

2. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

金融サービスの利用者保護の観点から、検査とも連携しつつ、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。また、利用者の満足度の高いサービスが提供されるためには、金融機関において利用者からの意見・苦情等が的確に把握されていることが重要であることを踏まえ、金融機関の自主性を尊重しつつ、適切な対応を行う。

（１）顧客情報の保護態勢の確立

個人情報保護に関する法律等が本年４月から施行されたことを契機に、多くの金融機関において顧客情報の紛失等の事実が判明したことを踏まえ、顧客情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るための管理態勢（顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持出し防止対策、外部からの不正アクセスの防御

等情報管理システムの堅牢化などの対応を含む。)等について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行うとともに、顧客情報の管理態勢について問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

(2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底

昨事務年度に偽造キャッシュカードを使用した犯罪による被害が急増したことを受けて、金融機関は偽造・盗難キャッシュカード問題に対し、より実効性のある犯罪防止策や被害発生後の顧客に対する対応等の速やかな検討が求められた。また、インターネットバンキングにおいて種々の不正取引が発生している。さらに、預金口座の不正利用問題についても、適切な口座管理に引き続き努める必要がある。このような犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、金融機関における金融犯罪防止や預金者の保護に向けた態勢整備の状況等について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行うなど、的確な対応に努める。

(3) 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実

中小企業金融の円滑化や顧客保護の観点からは、契約条件等について顧客に対して適切かつ十分な説明が行われることは極めて重要であることから、新アクションプログラムにおいても、顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化について、引き続き金融機関に要請しているところである。さらに、昨年民法の一部改正により本年4月から根保証契約に関する制度が改正されたことも踏まえ、いわゆる「説明責任ガイドライン」(「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」に関する監督指針)に基づき、金融機関の顧客への説明態勢や相談苦情処理機能の整備状況及び実効性について、「地域密着型金融推進計画」のフォローアップ等を通じて重点的な検証を行う。

(4) システム管理態勢の適切性の確保

金融機関の情報システムが高度化・複雑化しているなかで、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客等に与える影響が大きくなっていることにかんがみ、システム管理態勢について、ヒアリング等を通じて重点的な検証を行う。また、システム障害が発生した場合はもとより、システム管理態勢について問題が認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。さらに、金融機関のシステム統合や新商品・サービスの提供等によりシステム障害の発生が懸念される場合には、システム統合等に向けたスケジュール及びその進捗状況等について、報告徴求等によりの確な把握を行う。

3. リスク管理の高度化等

金融機関による適切なリスク管理態勢や財務の健全性等を確保し、預金者・利用者の信頼を得るため、19年3月末から実施予定のバーゼルⅡも踏まえ、各金融機関のリスク管理の高度化等に向けて、本事務年度においても、引き続き、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

(1) 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保

金融機関の健全性の確保に向け、厳格な資産査定及び適切な償却・引当の重要性にかんがみ、正当な理由がないにもかかわらず金融機関の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、引き続き、業務改善命令の発出等を通じ、その是正を促す。また、信用リスク管理の重要性にかんがみ、大口先にかかる与信管理態勢について改善が必要と認められる金融機関については、早期警戒制度（信用リスク改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(2) 市場リスク管理態勢の整備

最近の仕組債等の複雑なリスク特性を有する金融商品への運用状況等を踏まえ、金融機関によるリスク量の定量的な分析結果や経営陣の認識等に係る実態の把握等を通じ、株価、金利等市場の動きにも注視しつつ、金融機関の健全性の確保に努める。このため、有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対しては、早期警戒制度（安定性改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(3) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

金融機関の収益管理態勢の整備状況について、総合的なヒアリング等で重点的にモニタリングする。特に、地域において必要なリスクを取り、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備（信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等）については、各金融機関に対し、積極的に取り組むよう要請したところであるが、その実施状況をオフサイトモニタリング等で適切にフォローアップする。

(以上)

資料10-2-1

主要行の平成18年3月期決算状況(単体) <速報ベース>

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損 (▲)	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)		不良債権 比率 (対総与信)		
			売却損益	償却(▲)			うち株式	うち要管理 債権		うち破綻 懸念先以下				
みずほ銀行	3,657	▲ 318	161	231	▲ 70	2,066	1,325	3,358	4,378	10.23%	5,985	2,458	3,527	1.59%
みずほコーポレート銀行	4,352	1,037	1,793	2,003	▲ 210	5,131	5,592	15,429	17,120	14.04% *	3,721	2,526	1,195	1.12%
みずほ信託銀行	884	▲ 78	80	85	▲ 5	697	413	1,794	2,167	14.34% *	822	683	139	2.19%
みずほ計	8,893	640	2,034	2,319	▲ 285	7,895	7,330	20,581	23,665	12.40%	10,528	5,667	4,861	1.41%
三菱東京UFJ銀行	10,541	4,931	1,046	1,418	▲ 372	9,049	10,891	19,882	20,016	13.28% *	16,144	8,011	8,133	2.08%
三菱UFJ信託銀行	2,528	458	306	345	▲ 38	2,439	1,694	6,351	6,152	12.65% *	2,131	1,233	897	1.96%
MUFG計	13,070	5,389	1,353	1,763	▲ 410	11,488	12,585	26,233	26,168	13.20%	18,275	9,244	9,031	2.07%
三井住友銀行	9,656	▲ 2,615	255	567	▲ 313	7,209	5,195	13,162	16,324	11.35% *	9,601	3,222	6,379	1.69%
りそな銀行	2,395	▲ 323	533	547	▲ 14	2,546	3,173	3,380	3,398	8.99%	5,195	2,834	2,361	2.68%
中央三井信託銀行	1,618	▲ 657	281	332	▲ 51	1,074	1,078	2,873	3,537	11.59%	1,610	718	892	1.83%
住友信託銀行	1,646	▲ 98	70	147	▲ 77	1,483	885	4,118	4,472	11.62% *	1,094	827	266	0.95%
9行計	37,277	2,336	4,524	5,675	▲ 1,151	31,694	30,246	70,347	77,563	12.18%	46,303	22,512	23,790	1.79%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行合計の推移

14年3月期(13行計)	41,519	▲ 77,154	▲ 15,929	872	▲ 16,802	▲ 48,585	▲ 34,540	▲ 13,914	▲ 12,922	10.79%	268,017	113,515	154,502	8.42%
15年3月期(11行計)	39,066	▲ 48,969	▲ 31,964	▲ 11,285	▲ 20,679	▲ 44,167	▲ 44,125	▲ 5,514	▲ 12,358	9.43%	202,442	115,014	87,428	7.23%
16年3月期(11行計)	38,921	▲ 34,709	6,841	8,802	▲ 1,961	2,588	▲ 4,061	28,278	30,619	11.13%	136,163	69,522	66,641	5.18%
17年3月期(11行計)	38,097	▲ 20,063	▲ 1,040	7,424	▲ 8,464	5,852	5,751	33,577	34,894	11.64%	74,095	27,393	46,702	2.93%
17年9月期(11行計)	19,841	1,772	1,701	2,199	▲ 498	15,715	16,207	47,210	49,947	11.61%	61,089	22,568	38,521	2.38%

(注1) * 印は国際基準行。

(注2) MUFGグループ各行及び中央三井信託銀行における実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益には、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(注3) 三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注4) みずほグループ各行の計数には、合併前の再生専門子会社の計数を含み、MUFGグループ各行の計数には、合併前のUFJグループ各行の計数を含む。

(注5) 14年3月期における実質業務純益及び不良債権処分損については旧東海銀行を、不良債権残高及び不良債権比率については旧わかしお銀行を含む計数。

(注6) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を合算して取崩超過となった場合、当該超過額は特別利益として処理。

(注7) 不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損失を表す。

主要行の破綻懸念先以下債権の状況（兆円、%）【速報値】

12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	※
12.7	8.3 (▲34.9%)	6.6 (▲48.1%)	4.7 (▲63.3%)	3.4 (▲73.4%)	1.2 (▲90.8%)	0.9 (▲93.2%)	0.4 (▲96.9%)	0.3 (▲97.9%)	0.1 (▲99.1%)	0.1 (▲99.3%)	0.1 (▲99.5%)	(0.0) (▲99.7%)
(新規発生)	3.4	2.6 (▲24.0%)	1.9 (▲45.3%)	1.2 (▲63.6%)	0.5 (▲83.9%)	0.4 (▲89.0%)	0.2 (▲95.2%)	0.1 (▲96.4%)	0.1 (▲97.9%)	0.1 (▲98.3%)	0.0 (▲98.7%)	(0.0) (▲99.1%)
	(新規発生)	3.0	2.0 (▲33.5%)	1.5 (▲51.6%)	0.8 (▲74.0%)	0.6 (▲81.0%)	0.3 (▲89.9%)	0.2 (▲93.7%)	0.1 (▲96.4%)	0.1 (▲97.6%)	0.0 (▲98.9%)	(0.0) (▲99.3%)
		(新規発生)	6.9	4.3 (▲38.5%)	2.2 (▲68.8%)	1.2 (▲82.1%)	0.7 (▲89.9%)	0.5 (▲93.3%)	0.1 (▲98.2%)	0.1 (▲98.8%)	0.1 (▲99.1%)	(0.0) (▲99.4%)
			(新規発生)	2.0	1.1 (▲47.4%)	0.7 (▲67.2%)	0.3 (▲83.0%)	0.2 (▲90.0%)	0.1 (▲94.5%)	0.1 (▲96.6%)	0.0 (▲97.7%)	(0.0) (▲98.4%)
				(新規発生)	3.0	1.6 (▲45.8%)	0.8 (▲73.0%)	0.4 (▲85.8%)	0.2 (▲93.8%)	0.1 (▲95.8%)	0.1 (▲97.6%)	(0.1) (▲98.1%)
					(新規発生)	3.0	1.1 (▲62.0%)	0.6 (▲80.2%)	0.3 (▲89.6%)	0.2 (▲93.6%)	0.1 (▲97.1%)	(0.1) (▲97.9%)
						(新規発生)	2.8	1.0 (▲64.1%)	0.4 (▲87.5%)	0.2 (▲92.5%)	0.1 (▲96.3%)	(0.1) (▲97.1%)
							(新規発生)	5.4	1.4 (▲74.9%)	0.7 (▲86.1%)	0.4 (▲92.1%)	(0.4) (▲92.9%)
								(新規発生)	1.9	1.1 (▲40.5%)	0.3 (▲84.1%)	(0.3) (▲86.6%)
									(新規発生)	1.1	0.4 (▲60.7%)	(0.4) (▲66.4%)
										(新規発生)	0.7	(0.6)

破綻懸念先以下債権残高

12.7	11.7	12.2	15.4	12.3	8.7	8.4	6.7	8.7	4.7	3.9	2.4	(2.0)
------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

(ご参考)不良債権比率

5.1%	5.3%	6.2%	8.4%	8.1%	7.2%	6.5%	5.2%	4.7%	2.9%	2.4%	1.8%	
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--

(出典)各行決算説明資料より集計

(注)※欄は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。

地域銀行の平成 17 年度決算の概要（暫定集計値）

1. 損 益

（単位：億円）			
	<u>18年3月期</u>	<u>17年3月期</u>	<u>増減額</u>
実質業務純益	19,864	19,634	230
経常利益	14,287	11,499	2,788
当期純利益	10,190	7,983	2,207
※不良債権処分損（▲）	▲6,427	▲8,861	2,434

2. 自己資本比率

（単位：％）				
	<u>18年3月期</u>	<u>17年9月期</u>	<u>17年3月期</u>	<u>増減</u> (17年3月期比)
自己資本比率 (加重平均)	9.8	9.6	9.4	+0.4 p t

3. 不良債権の状況

（単位：億円、％）				
	<u>18年3月期</u>	<u>17年9月期</u>	<u>17年3月期</u>	<u>増減</u> (17年3月期比)
金融再生法開示債権（億円）	86,775	97,021	103,674	▲16,899
不良債権比率（％）	4.5	5.2	5.5	▲1.0 p t

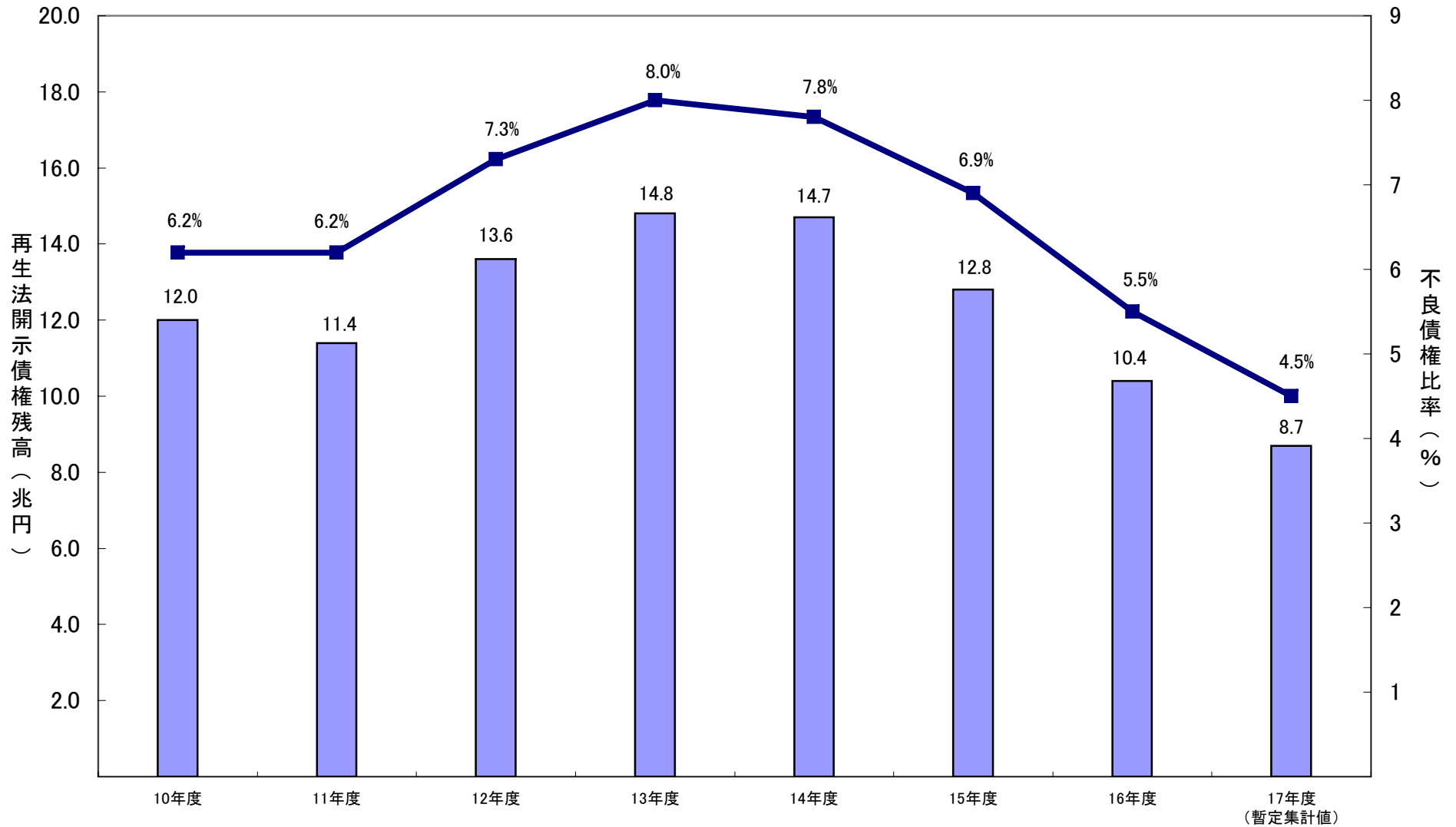
（注1）18年3月期の集計対象は112行（地方銀行64行、第二地方銀行47行及び埼玉りそな銀行を含む。）

17年3・9月期の集計対象は113行（地方銀行64行、第二地方銀行48行及び埼玉りそな銀行を含む。）

（注2）計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数は、再生専門子会社分を含む。

不良債権残高の状況（地域銀行）

暫定集計値



(注)不良債権比率及び不良債権残高の最高値は、14年9月期の8.3%、15.0兆円。

再生法開示債権額 不良債権比率

(出典) 金融庁公表資料等。

集計対象数は、10年度 121行、11年度 119行、12年度 119行、13年度 118行、14年度 118行、15年度 115行、16年度 113行、17年度 112行。
計数は再生専門子会社分を含む。

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

自己査定における債権分類基準

		← 回収の可能性 →				
		高い			低い	
債務者区分	担保などの分類	（保証協会などの保証） 優良保証	（預金・国債などの担保） 優良担保	一般担保（不動産担保等）		担保なし
				（処分可能の見込額） 相当分額 %	（見込額との差額） 相当分額 %	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
	正常先	I		I	I	I

- IV（第4分類）:回収不能債権
- III（第3分類）:回収に重大な懸念のある債権
- II（第2分類）:回収に注意を要する債権
- I（第1分類）:正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

18 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）

1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

18 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 13.4 兆円であり、17 年 3 月期の 17.9 兆円に比べ▲4.6 兆円の減少となった。

これを内訳別にみると、要管理債権については、債務者の業況悪化等に伴う新規発生がみられたものの、債務者の業況改善や企業再生の進展等に伴う健全債権化が進んだこと等から▲1.2 兆円の減少となった。また、危険債権及び破産更生等債権（以下「危険債権以下」と略称）については、債務者の業況悪化等に伴う新規発生や要管理債権からの下方遷移がみられたものの、それを上回るオフバランス化等が実施されたことを受けて、▲3.4 兆円の減少となった。

（参考）18 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲4.6
うち 要管理債権	▲1.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.5
危険債権以下からの上方遷移	+0.4
（債務者の業況改善 +0.3 再建計画の策定等 +0.1）	
[減少要因] 正常債権化	▲1.5
（債務者の業況改善 ▲1.3 再建計画の策定 ▲0.2）	
危険債権以下への下方遷移	▲0.9
返済等	▲0.7
うち 危険債権以下	▲3.4
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.9
要管理債権からの下方遷移	+0.9
[減少要因] オフバランス化等	▲6.3
（債権流動化等▲5.2 正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲1.1）	

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 個別貸倒引当金の状況

18 年 3 月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.9 兆円と、債権の健全化が進んだことから、17 年 3 月期の 4.4 兆円と比べ▲1.5 兆円の減少となった。

3. 不良債権処分損の状況

18 年 3 月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.4 兆円と、一部の銀行において引当金の戻り益が発生したことから、17 年 3 月期の 2.8 兆円と比べ▲2.5 兆円の大幅な減少となった。

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	
都銀・長 信銀等・ 信託	総与信(億円)	3,579,640	3,467,930	3,502,670	3,474,270	3,505,590	3,409,220	3,269,620	3,039,450	2,873,530	2,774,530	2,693,570	2,659,040	2,593,000	2,631,590	2,662,870
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	203,580	198,850	200,080	225,120	283,850	250,830	206,800	177,420	138,020	122,180	75,600	62,290	46,940
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	40,800	45,850	36,970	34,440	35,290	31,620	22,100	22,210	14,940	16,170	10,580	7,740	5,180
	危険債権(億円)	123,180	114,180	108,400	97,950	91,700	97,410	129,790	99,620	67,740	63,290	53,270	71,720	37,470	31,760	19,020
	要管理債権(億円)	42,610	43,210	54,380	55,050	71,410	93,270	118,770	119,590	116,960	91,910	69,810	34,290	27,550	22,800	22,750
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,299,090	3,275,420	3,305,510	3,184,100	2,985,770	2,788,620	2,666,730	2,597,120	2,555,550	2,536,850	2,517,400	2,569,300	2,615,930
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.8	5.7	5.7	6.6	8.7	8.3	7.2	6.4	5.1	4.6	2.9	2.4	1.8
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	5.4	1.5	4.3	2.1	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲0.2	▲0.3
	(11) 実質業務純益(兆円)	3.9	1.6	-	-	3.5	2.2	4.2	2.0	4.1	2.1	4.0	1.9	3.9	2.0	3.9
都市 銀行	総与信(億円)	2,797,950	2,720,390	2,686,300	2,640,370	2,673,030	2,575,560	2,503,960	2,558,200	2,406,670	2,323,980	2,254,850	2,231,650	2,176,790	2,211,090	2,241,680
	金融再生法開示債権(億円)	142,840	127,770	124,420	123,090	134,560	155,000	218,120	206,140	176,690	151,840	118,490	105,850	64,630	53,680	40,650
	破産更生等債権(億円)	32,550	23,090	22,830	24,850	23,020	23,510	25,260	24,610	18,500	19,510	12,710	13,690	9,270	6,600	4,580
	危険債権(億円)	81,890	74,280	71,790	69,000	68,490	70,840	101,890	82,790	58,530	54,960	44,600	63,560	31,830	27,350	17,020
	要管理債権(億円)	28,400	30,400	29,800	29,240	43,050	60,660	90,980	98,750	99,660	77,370	61,170	28,600	23,530	19,730	19,050
	正常債権(億円)	2,655,110	2,592,620	2,561,880	2,517,280	2,538,470	2,420,560	2,285,840	2,352,060	2,229,980	2,172,140	2,136,360	2,125,800	2,112,170	2,157,420	2,201,040
	不良債権比率(%)	5.1	4.7	4.6	4.7	5.0	6.0	8.7	8.1	7.3	6.5	5.3	4.7	3.0	2.4	1.8
	不良債権処分損(兆円)	-	-	-	1.1	3.5	1.5	6.2	1.0	4.6	1.6	3.3	1.0	1.9	▲0.2	▲0.3
	(5) 実質業務純益(兆円)	-	-	-	-	2.6	1.7	3.3	1.7	3.4	1.7	3.2	1.5	3.1	1.7	3.1
長期信 用銀行 等	総与信(億円)	275,820	261,190	340,510	373,010	380,290	393,710	346,260	77,830	74,770	69,580	64,970	64,230	62,440	65,560	71,780
	金融再生法開示債権(億円)	21,450	20,470	38,850	40,510	32,850	33,850	27,420	11,350	4,360	2,840	1,860	1,450	1,500	1,210	640
	破産更生等債権(億円)	3,840	5,270	8,190	11,940	7,830	5,420	5,620	3,250	490	240	290	160	90	80	10
	危険債権(億円)	11,980	10,740	14,040	11,290	9,400	10,930	11,300	4,690	1,920	1,700	1,280	1,040	1,260	890	390
	要管理債権(億円)	5,630	4,460	16,620	17,280	15,620	17,510	10,500	3,410	1,940	890	290	240	150	230	230
	正常債権(億円)	254,370	240,720	301,660	332,500	347,440	359,860	318,840	66,480	70,410	66,740	63,110	62,780	60,940	64,360	71,140
	不良債権比率(%)	7.8	7.8	11.4	10.9	8.6	8.6	7.9	14.6	5.8	4.1	2.9	2.3	2.4	1.8	0.9
	不良債権処分損(兆円)	-	-	-	0.1	0.1	0.3	0.7	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0
	(2) 実質業務純益(兆円)	-	-	-	-	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
信託 銀行	総与信(億円)	505,870	486,350	475,860	460,890	452,270	439,950	419,400	403,420	392,090	380,970	373,750	363,160	353,770	354,940	349,410
	金融再生法開示債権(億円)	55,160	49,500	40,310	35,250	32,670	36,260	38,310	33,330	25,750	22,740	17,670	14,890	9,470	7,410	5,660
	破産更生等債権(億円)	17,270	11,990	9,780	9,060	6,120	5,510	4,410	3,760	3,110	2,470	1,940	2,310	1,230	1,060	590
	危険債権(億円)	29,310	29,160	22,570	17,660	13,810	15,640	16,610	12,140	7,290	6,630	7,390	7,120	4,380	3,510	1,610
	要管理債権(億円)	8,580	8,350	7,960	8,530	12,740	15,110	17,300	17,430	15,350	13,650	8,350	5,450	3,860	2,840	3,460
	正常債権(億円)	450,710	436,850	435,550	425,640	419,600	403,680	381,080	370,080	366,340	358,230	356,070	348,280	344,300	347,530	343,750
	不良債権比率(%)	10.9	10.2	8.5	7.6	7.2	8.2	9.1	8.3	6.6	6.0	4.7	4.1	2.7	2.1	1.6
	不良債権処分損(兆円)	-	-	-	0.3	0.7	0.3	0.8	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0
	(4) 実質業務純益(兆円)	-	-	-	-	0.6	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7
主要行	総与信(億円)	3,579,640	3,467,930	3,417,770	3,365,120	3,406,140	3,312,430	3,179,460	2,961,620	2,798,760	2,704,960	2,628,590	2,594,810	2,530,560	2,566,030	2,591,090
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	184,930	172,510	180,320	206,940	267,820	239,480	202,440	174,580	136,160	120,730	74,100	61,090	46,300
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	37,910	37,290	31,800	32,060	32,010	28,370	21,610	21,980	14,650	16,010	10,500	7,650	5,170
	危険債権(億円)	123,180	114,180	100,660	89,350	84,850	89,640	122,330	94,930	65,820	61,590	51,990	70,680	36,210	30,870	18,630
	要管理債権(億円)	42,610	43,210	46,370	45,880	63,670	85,240	113,480	116,180	115,010	91,020	69,520	34,050	27,390	22,570	22,510
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,232,840	3,192,610	3,225,820	3,105,500	2,911,640	2,722,140	2,596,310	2,530,370	2,492,430	2,474,080	2,456,470	2,504,940	2,544,780
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.4	5.1	5.3	6.2	8.4	8.1	7.2	6.5	5.2	4.7	2.9	2.4	1.8
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	4.5	1.5	4.3	2.0	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲0.2	▲0.2
	(9) 実質業務純益(兆円)	3.9	1.6	3.3	1.5	3.4	2.2	4.2	2.0	4.1	2.0	3.9	1.8	3.8	2.0	3.7

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
地域銀行	總与信(億円)	1,934,190	1,859,760	1,858,570	1,844,160	1,865,670	1,851,670	1,851,150	1,816,160	1,872,290	1,849,080	1,861,480	1,836,340	1,868,270	1,868,210	1,911,860
	金融再生法開示債権(億円)	119,980	115,360	114,470	130,130	136,220	142,440	148,220	150,020	146,600	138,930	127,920	115,730	103,670	97,050	86,780
	破産更生等債権(億円)	49,550	45,050	37,060	40,620	39,640	39,560	38,750	37,990	35,370	33,710	28,580	25,250	21,720	20,420	18,400
	危険債権(億円)	50,970	49,160	54,080	54,640	58,640	61,300	63,360	64,130	62,390	59,980	58,610	54,970	50,900	48,190	44,220
	要管理債権(億円)	19,460	21,150	23,330	34,870	37,940	41,570	46,110	47,910	48,840	45,240	40,730	35,510	31,050	28,440	24,150
	正常債権(億円)	1,814,210	1,744,400	1,744,100	1,714,030	1,729,450	1,709,230	1,702,920	1,666,140	1,725,680	1,710,150	1,733,570	1,720,620	1,764,600	1,771,160	1,825,090
	不良債権比率(%)	6.2	6.2	6.2	7.1	7.3	7.7	8.0	8.3	7.8	7.5	6.9	6.3	5.5	5.2	4.5
	不良債権処分損(兆円)	3.2	0.7	1.5	0.8	1.8	0.9	2.0	0.8	1.6	0.8	1.9	0.4	0.9	0.4	0.6
	(112) 実質業務純益(兆円)	1.8	0.8	1.7	0.8	1.7	0.9	1.8	0.9	1.9	0.9	1.9	1.0	2.0	1.0	2.0
	地方銀行	總与信(億円)	1,437,530	1,389,380	1,389,900	1,393,800	1,406,240	1,395,340	1,402,920	1,376,440	1,386,450	1,377,260	1,383,190	1,361,380	1,404,210	1,400,760
金融再生法開示債権(億円)		83,750	82,790	81,690	95,270	98,380	103,520	107,810	110,550	105,890	102,270	94,440	85,350	76,740	71,920	63,830
破産更生等債権(億円)		35,000	32,220	25,240	28,720	28,270	28,110	27,500	27,430	24,660	23,710	19,990	17,660	15,220	14,380	12,910
危険債権(億円)		34,770	35,030	39,140	39,740	41,870	44,800	46,410	46,620	45,200	44,600	43,820	40,710	37,840	35,510	32,330
要管理債権(億円)		13,980	15,540	17,310	26,810	28,240	30,620	33,900	36,500	36,040	33,960	30,630	26,980	23,670	22,030	18,590
正常債権(億円)		1,353,780	1,306,590	1,308,210	1,298,530	1,307,860	1,291,820	1,295,110	1,265,890	1,280,550	1,274,990	1,288,760	1,276,020	1,327,470	1,328,840	1,371,470
不良債権比率(%)		5.8	6.0	5.9	6.8	7.0	7.4	7.7	8.0	7.6	7.4	6.8	6.3	5.5	5.1	4.4
不良債権処分損(兆円)		-	0.5	1.1	0.6	1.3	0.7	1.5	0.6	1.1	0.6	1.6	0.3	0.6	0.2	0.4
(64) 実質業務純益(兆円)		-	0.6	1.3	0.6	1.3	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.5	0.8	1.5
第二地方銀行		總与信(億円)	496,660	470,380	468,670	450,360	459,430	456,320	448,230	439,720	438,120	424,430	427,710	422,990	410,000	411,940
	金融再生法開示債権(億円)	36,230	32,570	32,780	34,860	37,840	38,910	40,410	39,480	38,990	35,000	31,950	29,140	25,870	24,090	22,080
	破産更生等債権(億円)	14,550	12,830	11,820	11,900	11,370	11,460	11,250	10,560	10,420	9,750	8,400	7,450	6,380	5,950	5,380
	危険債権(億円)	16,200	14,130	14,940	14,900	16,770	16,500	16,950	17,510	16,580	14,770	14,180	13,680	12,610	12,200	11,470
	要管理債権(億円)	5,480	5,610	6,020	8,060	9,700	10,960	12,210	11,410	11,990	10,480	9,370	8,020	6,890	5,940	5,220
	正常債権(億円)	460,430	437,810	435,890	415,500	421,590	417,410	407,820	400,240	399,130	389,420	395,750	393,850	384,130	387,850	396,820
	不良債権比率(%)	7.3	6.9	7.0	7.7	8.2	8.5	9.0	9.0	8.9	8.2	7.5	6.9	6.3	5.8	5.3
	不良債権処分損(兆円)	-	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2
	(47) 実質業務純益(兆円)	-	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
	全国銀行	總与信(億円)	5,513,830	5,327,690	5,361,240	5,318,430	5,371,260	5,260,880	5,120,760	4,855,610	4,745,810	4,623,620	4,555,050	4,495,380	4,461,270	4,499,800
金融再生法開示債権(億円)		339,430	313,100	318,050	328,980	336,300	367,560	432,070	400,850	353,390	316,350	265,940	237,910	179,270	159,340	133,720
破産更生等債権(億円)		103,210	85,400	77,860	86,470	76,610	74,000	74,040	69,610	57,470	55,920	43,520	41,420	32,310	28,160	23,580
危険債権(億円)		174,150	163,340	162,480	152,590	150,340	158,710	193,150	163,750	130,130	123,280	111,880	126,690	88,360	79,950	63,240
要管理債権(億円)		62,070	64,360	77,710	89,920	109,350	134,850	164,880	167,500	165,790	137,150	110,550	69,800	58,600	51,240	46,900
正常債権(億円)		5,174,400	5,014,590	5,043,190	4,989,450	5,034,960	4,893,320	4,688,690	4,454,760	4,392,410	4,307,270	4,289,110	4,257,470	4,282,000	4,340,460	4,441,010
不良債権比率(%)		6.2	5.9	5.9	6.2	6.3	7.0	8.4	8.3	7.4	6.8	5.8	5.3	4.0	3.5	2.9
不良債権処分損(兆円)		13.6	2.3	6.9	2.3	6.1	3.0	9.7	1.8	6.7	2.5	5.4	1.5	2.8	0.2	0.4
(123) 実質業務純益(兆円)		5.8	-	5.0	-	5.2	-	6.0	3.0	6.0	3.0	5.9	2.9	5.9	3.0	5.8

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	
協同組織金融機関	総与信(億円)	979,070		906,120		964,370		955,590		945,270		927,430		908,080		902,330	
	金融再生法開示債権(億円)	86,080		91,300		93,550		92,350		91,680		80,080		69,780		61,900	
	破産更生等債権(億円)	38,840		34,610		34,000		29,920		29,550		26,580		22,350		19,450	
	危険債権(億円)	29,760		34,560		35,930		35,970		36,070		33,610		31,040		29,100	
	要管理債権(億円)	17,480		22,130		23,620		26,460		26,050		19,900		16,390		13,350	
	正常債権(億円)	892,990		814,820		870,820		863,240		853,530		847,320		838,290		840,390	
	不良債権比率(%)	8.8		10.1		9.7		9.7		9.7		8.6		7.7		6.9	
	不良債権処分損(兆円)	1.8		1.2		0.9		0.9		0.8		0.6		0.5		0.4	
	(480) 実質業務純益(兆円)	0.2		0.2		0.9		0.8		1.3		1.1		1.2		1.3	
	信用金庫	総与信(億円)	764,960		693,080		751,620		750,180		746,830		728,090		708,680		699,650
金融再生法開示債権(億円)		68,100		68,440		71,840		75,930		74,170		65,210		56,610		49,930	
破産更生等債権(億円)		31,260		26,080		25,380		23,580		23,500		21,000		17,260		14,990	
危険債権(億円)		23,070		26,210		29,000		30,850		30,210		28,370		26,470		24,500	
要管理債権(億円)		13,770		16,150		17,460		21,510		20,460		15,830		12,880		10,430	
正常債権(億円)		696,860		624,640		679,780		674,250		672,600		662,850		652,070		649,710	
不良債権比率(%)		8.9		9.9		9.6		10.1		9.9		9.0		8.0		7.1	
(293)																	
信用組合		総与信(億円)	140,750		137,000		133,080		118,580		104,270		100,190		99,670		100,250
		金融再生法開示債権(億円)	17,240		21,980		20,590		15,100		15,980		13,350		11,830		10,710
	破産更生等債権(億円)	7,400		8,270		8,310		5,980		5,700		5,170		4,490		3,950	
	危険債権(億円)	6,340		7,950		6,300		4,360		4,960		4,330		4,050		3,990	
	要管理債権(億円)	3,500		5,760		5,980		4,760		5,330		3,850		3,290		2,760	
	正常債権(億円)	123,510		115,020		112,490		103,480		88,270		86,840		87,840		89,520	
	不良債権比率(%)	12.2		16.0		15.5		12.7		15.3		13.3		11.9		10.7	
	(173)																
	預金取扱金融機関	総与信(億円)	6,492,900		6,267,360		6,335,630		6,076,350		5,691,090		5,482,480		5,369,350		5,477,050
		金融再生法開示債権(億円)	425,510		409,350		429,850		524,420		445,070		346,020		249,040		195,620
破産更生等債権(億円)		142,050		112,470		110,610		103,960		87,020		70,090		54,660		43,030	
危険債権(億円)		203,910		197,040		186,270		229,120		166,200		145,480		119,400		92,340	
要管理債権(億円)		79,550		99,840		132,970		191,340		191,840		130,440		74,990		60,250	
正常債権(億円)		6,067,390		5,858,010		5,905,780		5,551,930		5,245,940		5,136,430		5,120,290		5,281,410	
不良債権比率(%)		6.6		6.5		6.8		8.6		7.8		6.3		4.6		3.6	
不良債権処分損(兆円)		15.4		8.1		7.0		10.6		7.4		6.0		3.4		0.8	
(603) 実質業務純益(兆円)		6.0		5.2		6.1		6.8		7.3		7.0		7.1		7.1	

(注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は18年3月期時点の対象金融機関数。

3. 長期信用銀行等の計数は、11年3月期及び11年9月期は新生銀行及びあおぞら銀行を除き、12年3月期はあおぞら銀行を除く。16年9月期以降は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。

4. 主要行の計数は都銀・長信銀等・信託から新生銀行及びあおぞら銀行を除いたもの。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託及び地域銀行を集計したもの。

7. 預金取扱金融機関は、全国銀行及び協同組織金融機関(13年3月期以降は信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会を含む)を集計したもの(信農連等は含まない)。

ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。

8. 不良債権処分損及び実質業務純益の計数は、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。

また、16年3月期以降は、みずほフィナンシャルグループ各行、UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)

の再生専門会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門会社分を含む。

さらに、実質業務純益の計数は、16年3月期以降、UFJ銀行及びUFJ信託銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行)及び中央三井信託銀行の株式保有専門会社分を含む。

9. 不良債権処分損及び実質業務純益以外の計数については、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門会社分を含み、16年3月期～17年9月期はみずほグループ各行の再生専門会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門会社分を含む。

10. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 2.8	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	
[増減要因]	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 1.7	+ 3.0	+ 1.8	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4
	債権健全化(*)	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 3.8	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 4.2	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9
	返済等	▲ 0.7	0.0	▲ 1.7	0.0	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 0.8	▲ 3.2	+ 1.3	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	
[増減要因]	オフバランス化等	▲ 15.1	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3
	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 1.9	+ 3.3	+ 2.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 2.7	+ 3.3	+ 4.2	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9

- (注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
2. 都銀・長信銀等・信託(16年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。)及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む)を集計。
3. *は、要管理先からの遷移であり、要管理債権のほか(要管理先に属する)正常債権の遷移を一部含んでいる。
4. 18年3月期時点の対象金融機関数は123行。
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
6. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含む。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
破産更生債権 及びこれらに準ずる 債権	債権額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5
	保全額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.6	2.0	2.0	1.4	1.5	1.0	0.7	0.5
		(88.7)	(90.9)	(91.5)	(92.5)	(92.9)	(93.6)	(92.5)	(92.3)	(92.5)
	引当	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
		(11.3)	(9.1)	(8.5)	(7.4)	(7.1)	(6.4)	(7.5)	(7.7)	(7.5)
危険債権	債権額	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9
	保全額	9.9	7.8	5.7	5.2	4.7	5.4	3.2	2.8	1.7
		(81.3)	(81.9)	(86.0)	(84.6)	(89.6)	(76.9)	(87.5)	(89.4)	(91.9)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.1	2.7	2.4	2.3	1.5	1.4	1.0
		(44.9)	(45.7)	(47.0)	(44.6)	(46.5)	(32.0)	(40.2)	(45.1)	(54.7)
	引当	4.5	3.4	2.6	2.5	2.2	3.2	1.7	1.4	0.7
		(36.5)	(36.2)	(39.1)	(40.0)	(43.1)	(44.9)	(47.3)	(44.3)	(37.1)
要管理債権	債権額	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3
	保全額	6.1	6.4	7.0	5.7	4.5	2.3	1.7	1.3	1.3
		(53.5)	(54.7)	(60.5)	(62.6)	(64.5)	(67.7)	(61.1)	(59.5)	(59.9)
	担保・保証等	4.5	4.6	4.6	3.7	2.6	1.5	0.9	0.8	0.8
		(39.5)	(39.9)	(39.9)	(40.2)	(36.9)	(44.5)	(33.2)	(33.9)	(34.3)
	引当	1.6	1.7	2.4	2.0	1.9	0.8	0.8	0.6	0.6
		(14.0)	(14.8)	(20.6)	(22.5)	(27.6)	(23.1)	(27.8)	(25.6)	(25.6)
合計	債権額	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6
	保全額	19.2	17.0	14.8	13.1	10.6	9.3	5.9	4.9	3.6
		(71.8)	(70.8)	(73.0)	(75.1)	(77.9)	(77.3)	(79.5)	(79.7)	(77.2)
	担保・保証等	12.8	11.5	9.7	8.4	6.3	5.3	3.3	2.9	2.3
		(47.8)	(48.2)	(47.7)	(48.3)	(46.6)	(43.7)	(45.0)	(46.9)	(49.0)
	引当	6.4	5.4	5.1	4.7	4.3	4.1	2.6	2.0	1.3
		(23.9)	(22.6)	(25.3)	(26.8)	(31.3)	(33.6)	(34.5)	(32.8)	(28.2)

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8
	保全額	3.9 (100.0)	3.8 (100.0)	3.5 (100.0)	3.4 (100.0)	2.9 (100.0)	2.5 (99.9)	2.2 (100.0)	2.0 (100.0)	1.8 (100.0)
	担保・保証等	2.4 (63.0)	2.3 (62.0)	2.3 (64.1)	2.1 (63.0)	1.8 (62.4)	1.6 (63.4)	1.4 (64.4)	1.3 (62.8)	1.2 (63.2)
	引当	1.4 (37.0)	1.4 (38.0)	1.3 (35.9)	1.2 (37.0)	1.1 (37.6)	0.9 (36.5)	0.8 (35.6)	0.8 (37.2)	0.7 (36.8)
危険債権	債権額	6.3	6.4	6.2	6.0	5.9	5.5	5.1	4.8	4.4
	保全額	5.4 (85.4)	5.4 (84.5)	5.3 (84.4)	5.1 (84.6)	5.0 (85.2)	4.7 (85.6)	4.3 (85.3)	4.1 (84.8)	3.8 (84.9)
	担保・保証等	3.7 (58.7)	3.7 (57.2)	3.5 (56.7)	3.4 (56.0)	3.2 (54.7)	3.0 (54.1)	2.8 (54.2)	2.6 (54.9)	2.5 (56.1)
	引当	1.7 (26.7)	1.7 (27.3)	1.7 (27.7)	1.7 (28.6)	1.8 (30.5)	1.7 (31.5)	1.6 (31.1)	1.4 (29.9)	1.3 (28.9)
要管理債権	債権額	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4
	保全額	2.9 (64.0)	3.0 (61.8)	3.0 (62.4)	2.8 (62.4)	2.5 (60.6)	2.1 (59.1)	1.8 (58.6)	1.7 (58.7)	1.4 (57.1)
	担保・保証等	2.4 (51.0)	2.3 (48.6)	2.3 (47.4)	2.1 (46.7)	1.7 (42.8)	1.4 (40.4)	1.2 (38.8)	1.1 (38.6)	0.9 (37.9)
	引当	0.6 (12.9)	0.6 (13.2)	0.7 (14.9)	0.7 (15.7)	0.7 (17.8)	0.7 (18.8)	0.6 (19.8)	0.6 (20.0)	0.5 (19.2)
合計	債権額	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7
	保全額	12.2 (82.4)	12.2 (81.1)	11.8 (80.8)	11.3 (81.1)	10.3 (80.7)	9.3 (80.6)	8.3 (80.4)	7.8 (80.3)	7.0 (80.4)
	担保・保証等	8.5 (57.3)	8.3 (55.6)	8.1 (55.4)	7.6 (54.7)	6.7 (52.6)	6.0 (51.9)	5.4 (51.7)	5.0 (51.8)	4.6 (52.5)
	引当	3.7 (25.1)	3.8 (25.5)	3.7 (25.4)	3.7 (26.4)	3.6 (28.1)	3.3 (28.7)	3.0 (28.7)	2.8 (28.6)	2.4 (27.9)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4
	保全額	7.4 (100.0)	7.0 (100.0)	5.7 (100.0)	5.6 (100.0)	4.4 (100.0)	4.1 (100.0)	3.2 (100.0)	2.8 (100.0)	2.4 (100.0)
	担保・保証等	5.5 (75.0)	5.1 (74.1)	4.3 (74.4)	4.2 (74.7)	3.2 (72.8)	3.1 (75.1)	2.4 (73.6)	2.0 (70.9)	1.6 (69.6)
	引当	1.8 (25.0)	1.8 (25.9)	1.5 (25.5)	1.4 (25.3)	1.2 (27.2)	1.0 (24.9)	0.9 (26.4)	0.8 (29.1)	0.7 (30.4)
危険債権	債権額	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.8	8.0	6.3
	保全額	16.1 (83.1)	13.6 (83.2)	11.1 (85.4)	10.5 (84.8)	9.8 (87.4)	10.2 (80.8)	7.6 (86.4)	6.9 (86.7)	5.5 (87.0)
	担保・保証等	9.7 (50.1)	8.3 (50.7)	6.7 (51.8)	6.2 (50.2)	5.7 (50.7)	5.3 (41.6)	4.3 (48.4)	4.1 (50.9)	3.5 (55.5)
	引当	6.4 (33.1)	5.3 (32.6)	4.4 (33.6)	4.3 (34.6)	4.1 (36.7)	5.0 (39.2)	3.4 (38.0)	2.9 (35.8)	2.0 (31.5)
要管理債権	債権額	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7
	保全額	9.4 (56.8)	9.6 (57.1)	10.2 (61.3)	8.6 (62.7)	7.0 (63.2)	4.4 (63.4)	3.5 (59.8)	3.0 (59.1)	2.7 (58.5)
	担保・保証等	7.0 (42.4)	7.1 (42.5)	7.0 (42.2)	5.8 (42.4)	4.3 (39.1)	3.0 (42.5)	2.1 (36.2)	1.9 (36.6)	1.7 (36.1)
	引当	2.4 (14.4)	2.4 (14.6)	3.2 (19.1)	2.8 (20.3)	2.7 (24.0)	1.5 (21.0)	1.4 (23.6)	1.2 (22.6)	1.1 (22.4)
合計	債権額	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4
	保全額	32.8 (75.9)	30.1 (75.2)	27.0 (76.5)	24.6 (77.9)	21.1 (79.4)	18.8 (79.1)	14.4 (80.2)	12.8 (80.2)	10.6 (79.3)
	担保・保証等	22.2 (51.4)	20.6 (51.3)	18.0 (51.0)	16.2 (51.1)	13.2 (49.5)	11.3 (47.7)	8.8 (49.0)	7.9 (49.8)	6.8 (51.2)
	引当	10.6 (24.5)	9.6 (23.9)	9.0 (25.5)	8.5 (26.8)	7.9 (29.9)	7.5 (31.4)	5.6 (31.2)	4.8 (30.3)	3.8 (28.1)

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
 2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
 3. 全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。)及び地域銀行を集計。
 4. 16年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各行の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
 5. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。
 6. ()内の計数は保全率。
 7. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	3,947	10,262	4,496	12,791	6,517	15,904	3,230	5,285
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	3,457	8,850	3,904	10,471	5,152	12,014	2,010	3,443
A-B	1,307	490	1,412	592	2,320	1,365	3,891	1,220	1,841
A/B (%)	113.5	114.2	116.0	115.2	122.2	126.5	132.4	160.7	153.5

地域銀行(112行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	3,618	6,270	4,243	8,179	3,412	6,916	3,055	6,571
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	3,224	5,674	4,017	7,440	2,789	5,549	2,124	4,419
A-B	48	394	596	226	739	623	1,367	931	2,152
A/B (%)	100.8	112.2	110.5	105.6	109.9	122.3	124.6	143.8	148.7

全国銀行(123行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	7,649	16,751	8,845	21,322	9,931	23,066	6,317	11,991
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	6,729	14,621	7,984	18,060	7,942	17,655	4,147	7,891
A-B	1,546	920	2,130	861	3,262	1,989	5,411	2,170	4,099
A/B (%)	109.5	113.7	114.6	110.8	118.1	125.0	130.6	152.3	152.0

(注) 1. 主要行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

4. ()は18年3月期時点の対象金融機関数。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)	61,076 (42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (▲1,928)	3,629 (▲2,803)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (▲4,262)	▲1,397 (▲3,655)	▲3,722 (▲6,963)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)
バルクセール による売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (▲68)	959 (964)	▲1 (21)	274 (300)	332 (356)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)

- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託を集計。
- 8年3月期以降の計数は、都銀・長信銀等・信託(16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行の計数を含む。)及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。なお、()内は、都銀・長信銀等・信託のみの計数。
- 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
- 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現新生銀行)及び日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
- リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現新生銀行)及び日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を含まない。
- 16年3月期以降の計数は、みずほフィナンシャルグループ各行、UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
ただし、リスク管理債権残高の計数については、15年3月期以降UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期はみずほフィナンシャルグループ各行の再生専門子会社分を含む。
- 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
- バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
- 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
- リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
- 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
都銀・ 長信銀等・ 信託	貸出金	3,658,660	3,603,630	3,201,850	3,113,050	3,165,460	3,153,740	3,135,880	3,052,490	2,932,230	2,766,790	2,638,740	2,545,070	2,475,810	2,425,200	2,360,950	2,386,020	2,426,790
	リスク管理債権	219,780	220,080	202,500	192,170	197,720	192,920	192,810	217,540	276,260	245,770	204,330	175,340	135,670	117,680	72,900	60,160	45,240
	破綻先債権	47,230	47,760	22,820	17,440	16,750	22,910	17,830	14,680	15,290	14,360	8,670	7,420	4,590	3,490	2,120	2,150	1,410
	延滞債権	82,590	89,550	129,220	127,570	126,360	114,730	103,160	109,600	142,240	112,060	78,810	76,090	61,230	79,870	43,210	35,210	21,090
	3ヶ月以上延滞債権	24,520	21,410	9,820	7,530	6,540	6,730	5,130	5,570	4,560	5,340	3,690	2,960	2,130	1,700	1,370	1,160	690
	貸出条件緩和債権	65,440	61,360	40,630	39,620	48,070	48,550	66,680	87,690	114,170	114,010	113,160	88,880	67,720	32,630	26,200	21,640	22,050
(11) 都市銀行	貸出金	2,656,560	2,633,840	2,494,670	2,425,230	2,414,690	2,386,820	2,389,450	2,320,960	2,256,850	2,306,980	2,192,100	2,111,790	2,053,040	2,014,360	1,959,940	1,983,430	2,020,730
	リスク管理債権	128,190	123,400	128,840	123,740	120,480	118,830	128,950	148,740	211,800	201,670	174,480	149,940	116,260	101,540	62,100	51,650	39,070
	破綻先債権	28,050	22,860	13,620	9,900	9,220	10,270	9,520	9,760	9,800	10,550	7,050	6,010	3,370	2,650	1,720	1,840	1,150
	延滞債権	45,770	53,720	80,080	79,860	81,470	79,330	76,380	78,320	111,020	92,370	67,760	66,560	51,710	70,290	36,850	30,090	18,870
	3ヶ月以上延滞債権	20,800	17,260	8,600	6,520	5,370	5,490	4,660	4,980	3,360	3,860	2,800	2,470	2,000	1,600	1,310	1,120	670
	貸出条件緩和債権	33,570	29,560	26,530	27,450	24,420	23,740	38,380	55,680	87,620	94,890	96,860	74,900	59,170	26,990	22,230	18,600	18,380
(5) 長期信用 銀行等	貸出金	467,880	454,950	228,720	224,220	299,370	326,240	317,560	313,580	275,140	72,910	69,440	66,540	61,880	61,050	60,490	63,590	69,870
	リスク管理債権	46,800	52,900	20,910	20,060	37,890	39,500	31,670	32,890	26,470	10,880	4,270	2,800	1,820	1,430	1,480	1,190	630
	破綻先債権	9,480	11,800	1,460	1,530	3,070	7,870	5,360	2,660	3,670	2,070	220	160	190	80	30	20	10
	延滞債権	18,670	19,290	13,820	14,070	18,200	14,350	10,680	12,750	12,370	5,420	2,150	1,760	1,350	1,110	1,300	930	390
	3ヶ月以上延滞債権	2,040	2,070	80	70	330	530	230	410	1,020	1,310	760	220	80	30	0	0	0
	貸出条件緩和債権	16,600	19,740	5,540	4,390	16,290	16,750	15,390	17,070	9,410	2,090	1,140	650	200	210	120	230	230
(2) 信託銀行	貸出金	534,220	514,840	478,460	463,600	451,400	440,680	428,870	417,950	400,240	386,910	377,190	366,730	360,900	349,800	340,510	339,010	336,190
	リスク管理債権	44,790	43,790	52,750	48,370	39,350	34,590	32,190	35,910	37,990	33,220	25,580	22,610	17,590	14,720	9,320	7,330	5,540
	破綻先債権	9,690	13,100	7,740	6,010	4,460	4,770	2,950	2,260	1,820	1,730	1,400	1,250	1,030	760	370	300	250
	延滞債権	18,150	16,540	35,320	33,640	26,690	21,050	16,100	18,530	18,860	14,270	8,890	7,760	8,170	8,470	5,070	4,190	1,830
	3ヶ月以上延滞債権	1,680	2,080	1,140	940	840	710	230	190	180	170	130	270	50	60	30	40	20
	貸出条件緩和債権	15,270	12,060	8,560	7,780	7,360	8,060	12,910	14,940	17,130	17,040	15,150	13,320	8,340	5,420	3,850	2,810	3,440
主要行	貸出金	3,423,190	3,381,250	3,201,850	3,113,050	3,088,410	3,050,470	3,043,120	2,961,680	2,849,060	2,693,880	2,569,300	2,478,520	2,413,940	2,364,150	2,300,450	2,322,440	2,356,920
	リスク管理債権	188,680	182,080	202,500	192,170	179,820	167,460	173,950	200,060	260,940	234,890	200,060	172,550	133,850	116,260	71,420	58,970	44,610
	破綻先債権	40,740	38,150	22,820	17,440	14,870	16,830	13,970	13,620	13,100	12,280	8,450	7,250	4,400	3,410	2,090	2,130	1,400
	延滞債権	68,270	73,540	129,220	127,570	118,350	104,520	95,910	101,190	134,340	106,640	76,650	74,330	59,890	78,760	41,920	34,270	20,700
	3ヶ月以上延滞債権	22,620	19,550	9,820	7,530	6,310	6,370	4,990	5,280	3,610	4,040	2,930	2,740	2,050	1,660	1,340	1,160	690
	貸出条件緩和債権	57,040	50,830	40,630	39,620	40,290	39,740	59,080	79,980	109,880	111,930	112,020	88,220	67,510	32,420	26,070	21,410	21,820
(9) 地域銀行	貸出金	1,872,590	1,851,710	1,864,170	1,782,950	1,796,270	1,785,940	1,806,010	1,797,300	1,800,190	1,769,090	1,831,190	1,810,030	1,823,760	1,798,670	1,831,540	1,831,900	1,875,530
	リスク管理債権	77,800	80,700	93,770	104,980	105,940	125,270	132,340	139,190	144,020	146,470	144,160	137,100	126,370	114,410	102,480	95,920	85,850
	破綻先債権	21,200	22,750	21,420	19,300	14,230	17,310	15,470	14,750	15,070	15,030	13,720	12,220	9,180	7,780	6,120	5,440	4,880
	延滞債権	25,120	26,710	25,820	48,680	57,230	66,900	74,740	80,010	80,720	82,280	80,380	78,490	75,370	70,020	64,320	61,050	56,400
	3ヶ月以上延滞債権	7,940	8,220	6,510	3,140	2,650	2,390	1,600	1,790	1,510	1,570	1,310	1,580	1,020	1,010	840	820	620
	貸出条件緩和債権	23,550	23,030	40,000	33,860	31,830	38,670	40,540	42,640	46,720	47,600	48,740	44,800	40,800	35,610	31,210	28,620	23,950
(12) 地方銀行	貸出金	1,387,060	1,371,090	1,385,840	1,340,590	1,343,210	1,349,540	1,359,980	1,353,420	1,363,180	1,339,980	1,354,950	1,346,910	1,353,970	1,332,050	1,374,920	1,371,780	1,406,130
	リスク管理債権	51,980	54,240	67,690	76,370	75,810	92,040	95,630	101,210	104,880	108,000	104,230	100,910	93,350	84,380	75,840	71,060	63,170
	破綻先債権	14,680	15,340	14,980	13,740	9,400	12,020	10,850	10,180	10,290	10,600	9,170	8,110	6,030	5,210	4,060	3,650	3,340
	延滞債権	17,130	18,020	18,240	37,250	41,780	48,940	53,660	58,390	59,110	59,760	57,900	57,740	55,640	51,100	47,130	44,410	40,820
	3ヶ月以上延滞債権	5,030	4,990	4,390	1,990	1,750	1,800	1,200	1,410	1,210	1,270	1,030	1,240	790	770	660	630	470
	貸出条件緩和債権	15,150	15,900	30,070	23,390	22,880	29,280	29,910	31,230	34,270	36,360	36,130	33,830	30,890	27,290	23,980	22,370	18,540
(64) 第二地方 銀行	貸出金	485,530	480,620	478,330	442,360	453,060	436,400	446,030	443,880	437,010	429,110	429,130	416,370	419,990	415,410	403,400	405,460	412,560
	リスク管理債権	25,820	26,460	26,080	28,610	30,130	33,230	36,710	37,980	39,140	38,480	38,230	34,530	31,490	28,810	25,590	23,820	21,820
	破綻先債権	6,520	7,410	6,440	5,560	4,830	5,290	4,610	4,570	4,770	4,430	4,470	4,070	3,120	2,540	2,030	1,780	1,520
	延滞債権	7,990	8,690	7,580	11,430	15,450	17,960	21,080	21,620	21,620	22,520	21,670	19,940	18,970	18,240	16,640	16,090	15,070
	3ヶ月以上延滞債権	2,910	3,230	2,120	1,150	900	590	390	380	300	290	210	250	130	180	130	130	100
	貸出条件緩和債権	8,400	7,130	9,930	10,470	8,950	9,390	10,620	11,420	12,450	11,230	11,880	10,270	9,270	7,850	6,790	5,830	5,130
(47) 全国銀行	貸出金	5,531,250	5,455,340	5,066,020	4,896,000	4,961,730	4,939,680	4,941,890	4,849,790	4,732,420	4,535,880	4,469,930	4,355,090	4,299,570	4,223,870	4,192,490	4,217,920	4,302,320
	リスク管理債権	297,580	300,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090
	破綻先債権	68,430	70,510	44,240	36,740	30,980	40,220	33,300	29,420	30,360	29,380	22,390	19,640	13,770	11,270	8,240	7,590	6,300
	延滞債権	107,710	116,260	155,040	176,250	183,590	181,630	177,910	189,610	222,960	194,340	159,190	154,580	136,600	149,880	107,530	96,250	77,480
	3ヶ月以上延滞債権	32,460	29,630	16,330	10,670	9,190	9,120	6,730	7,360	6,070	6,910	5,000	4,540	3,150	2,700	2,210	1,980	1,310
	貸出条件緩和債権	88,990	84,390	80,630	73,480	79,900	87,220	10										

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
協同組織 金融機関	貸出金			1,355,620		1,330,400		1,322,680		1,331,300		1,265,560		1,240,920		1,201,960		1,163,080
	リスク管理債権			90,290		110,010		109,340		110,210		108,270		96,470		83,020		71,750
	破綻先債権			21,220		18,630		15,680		14,810		13,740		10,920		7,980		6,300
	延滞債権			32,390		54,530		61,650		61,660		63,090		59,740		53,220		48,700
	3ヶ月以上延滞債権			7,740		2,750		1,540		1,090		920		690		450		350
	(524) 貸出条件緩和債権			28,930		34,100		30,470		32,650		30,530		25,130		21,360		16,390
信用金庫	貸出金			768,450		723,270		726,360		729,130		727,400		711,090		693,800		686,570
	リスク管理債権			51,320		64,000		68,400		72,990		72,290		63,830		55,470		49,010
	破綻先債権			12,910		10,240		9,070		8,190		7,740		6,040		4,350		3,390
	延滞債権			16,890		34,990		39,800		42,410		43,510		41,530		37,830		34,890
	3ヶ月以上延滞債権			4,380		1,130		870		640		550		340		240		190
	(293) 貸出条件緩和債権			17,130		17,640		18,660		21,750		20,490		15,920		13,050		10,530
信用組合	貸出金			155,990		146,850		125,910		115,830		98,230		97,430		97,360		98,430
	リスク管理債権			17,660		20,350		20,070		14,840		15,140		13,160		11,660		10,600
	破綻先債権			3,380		3,660		2,920		2,050		1,850		1,610		1,290		1,090
	延滞債権			7,100		7,870		11,050		7,880		7,990		7,660		7,120		6,730
	3ヶ月以上延滞債権			2,480		1,160		490		210		230		210		120		100
	(173) 貸出条件緩和債権			4,700		7,660		5,620		4,700		5,070		3,680		3,130		2,680
預金取扱 金融機関	貸出金			6,421,640		6,292,130		6,264,570		6,063,730		5,735,480		5,540,500		5,394,460		5,465,390
	リスク管理債権			386,560		413,670		434,480		530,490		456,760		358,510		258,400		202,840
	破綻先債権			65,460		49,610		48,970		45,170		36,130		24,690		16,220		12,600
	延滞債権			187,430		238,120		239,550		284,630		222,280		196,340		160,750		126,190
	3ヶ月以上延滞債権			24,070		11,940		8,270		7,160		5,920		3,840		2,660		1,660
	(647) 貸出条件緩和債権			109,560		114,000		137,690		193,540		192,430		133,640		78,760		62,390

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は18年3月期時点の対象金融機関数。

3. 計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにか、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。

また、11年3月期及び11年9月期の計数は日本長期信用銀行(現新生銀行)及び日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数はあおぞら銀行を除く。

4. 16年9月期以降の長期信用銀行等の計数は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。

5. 主要行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

6. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

7. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
正常先	264.9	250.8	235.5	224.5	222.1	221.1	221.6	222.7	226.5	221.6
要注意先	48.5	45.8	43.8	40.5	34.4	28.2	18.9	17.3	14.7	14.1
(要管理債権)	8.5	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3
破綻懸念先	8.9	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9
破綻先・実質破綻先	3.2	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.0	0.8	0.5
要管理～破綻先の合計	20.6	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
正常先	135.5	136.2	134.4	141.0	140.0	142.7	142.2	146.8	147.4	152.2
要注意先	34.2	32.9	31.0	30.1	28.0	26.5	24.8	23.7	23.1	22.9
(要管理債権)	4.2	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4
破綻懸念先	6.1	6.4	6.5	6.3	6.0	5.8	5.5	5.1	4.8	4.4
破綻先・実質破綻先	4.0	3.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.5	2.2	2.0	1.8
要管理～破綻先の合計	14.2	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
正常先	407.0	393.4	375.9	371.7	368.2	369.5	369.3	375.0	379.8	380.5
要注意先	84.5	80.2	75.8	71.4	63.0	55.3	44.1	41.4	38.1	37.2
(要管理債権)	13.5	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7
破綻懸念先	15.8	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.9	8.0	6.3
破綻先・実質破綻先	7.4	7.4	6.9	5.7	5.6	4.3	4.1	3.2	2.8	2.4
要管理～破綻先の合計	36.6	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期
正常先		487.3		465.3		459.6		463.7		472.8
要注意先		100.0		90.5		72.6		57.2		52.3
(要管理債権)		19.1		19.2		13.0		7.5		6.0
破綻懸念先		23.8		17.4		15.3		12.5		9.7
破綻先・実質破綻先		11.2		9.0		7.2		5.6		4.4
要管理～破綻先の合計		54.2		45.6		35.5		25.6		20.2

(注) 1.要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2.主要行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

3.地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4.全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5.15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み。

6.不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

7.()は18年3月期時点の対象金融機関数。

緊急経済対策（抄）

第2章 具体的施策

1. 金融再生と産業再生

（1）金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

①不良債権の抜本的なオフバランス化

1)原則

- (ア) 主要行は、以下の原則に基づき、オフバランス化（債権放棄などにより貸借対照表上の不良債権を落とすことをいう。）を進める。
 - a. 破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権について、原則として3営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。
 - b. 既に、破綻懸念先以下の債権に区分されているものについては、原則として2営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。
 - c. なお、オフバランス化に当っては、以下の点に十分留意する。
 - ・オフバランス化の判断は、各行の経営に与える各種リスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行うものとする。
 - ・私的整理における関係者間の調整等に当っては、下記② 1)のガイドラインに沿って、早期かつ円滑な調整に努める。
 - (イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。
 - (ウ) 以上の措置に伴い、地域金融機関を含む金融機関の不良債権のオフバランス化が進み、経営の健全性が確保され、次代を担う新規産業に対する円滑な資金供給等その社会的使命が一層果たされるとともに、経済の構造改革に資することが期待される。
 - (エ) なお、以上の措置は本年4月1日に開始した営業年度より実施する。
- ###### 2)オフバランス化の実績公表と行政によるモニタリング
- (ア) 主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、每期、公表するよう要請する。
 - (イ) 金融庁は、上記原則に基づき、主要行のオフバランス化の進展状況をフォローアップする。

3) 資本増強のフォローアップにおける考え方の明確化

不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準（ROE）又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方（いわゆる3割ルール適用）について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る。

4) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備を求める。

② 企業再建の円滑化

1) 経営困難企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関する原則の確立

経営が困難な企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関して、関係者間の調整プロセスの公正、円滑化を図るため、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、関係者の共通認識が醸成されることが望ましい。このため、関係者に働きかけて、政府も参加する検討の場を設け、いわゆるガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表する。

2) 産業再生法の活用

産業再生法において、新たに、債権放棄を含む事業再構築計画の認定基準を明確化（計画終了時に、有利子負債をキャッシュフローベースでの収益の10倍以内とする等）し、事業再構築に取り組む企業への政策融資（日本政策投資銀行の融資制度の拡充等により、非設備資金を含めた事業資金を円滑に供給）とともに、併せて、債権放棄の税務上の取扱いに関して迅速かつ円滑な対応を行なうための相談体制の整備等により、私的整理の取り組みを側面から支援する。

3) 建設産業の再編の促進

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、公共工事入札・契約適正化法等により不良・不適格業者の排除を徹底するとともに、合併等の企業連携に対する支援、市場原理に沿った公共工事の発注方策の検討等、建設業界の再編の促進に向けた市場環境の整備を進める。

4) 会社分割法制の活用

本年4月、会社分割法制及びこれに関連する税制が施行されたことから、事業を再構築して経営の効率性の向上を図るために、会社分割法制を有効に活用することを民間関係者に要請する。

5) 会社更生法、民事再生法の改善

会社更生法について、より使いやすい法制に改めることとし、所要の改正案

を平成 14 年中に国会に提出する。民事再生法についても、今後の運用実績を踏まえ、増資に関する特則手続きの創設、再建計画策定中の融資（DIP ファイナンス）における優先性の向上なども含めて検討し、平成 15 年度を目途に必要な見直しを行う。

③金融機関の債権放棄等の円滑化

1) 企業の債権計画策定中の融資（DIP ファイナンス等）の円滑化

(ア) 企業の再建計画策定中の融資（DIP ファイナンス等）の円滑化について十分配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう、民間金融機関に要請するとともに、併せて、公的金融機関も積極的に対応する。

(イ) 民事再生法、会社更生法における DIP ファイナンスに関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度（事業再生融資制度）の積極的な活用を図るとともに、中小企業に対する DIP ファイナンスの円滑化に向けた方策について検討を進める。

2) デット・エクィティ・スワップ（債権の株式化）の活用

デット・エクィティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の 5%ルール の運用の明確化を図るとともに、流動化促進策等を検討する。

3) 公的金融機関等による対応

民間金融機関が債権放棄を行おうとする場合に、公的金融機関等についても、上記② 1) のガイドラインによる調整プロセスの公正性、国民負担への影響等に十分配慮しつつ、適切な対応を検討する。

4) 税務上の円滑な対応

金融機関が行う債権放棄の税務上の取扱いについては既に平成 10 年に明確化が図られているところであり、今後、金融機関がオフバランス化を促進させることに伴い、税務相談体制の整備など迅速かつ円滑な対応を図るとともに、上記② 1) のガイドラインに基づく債権放棄の税務上の取扱いについて検討する。

5) 金融検査マニュアルの明確化

金融検査マニュアルの明確化の観点から、実態に応じ共益債権（DIP ファイナンス等）を非分類、二分類等に分類できることを明らかにするなど、必要な措置を検討する。

④債権の流動化

1) 整理回収機構（RCC）の機能の一層効果的な発揮

民間金融機関より不良債権を受託する信託業務等、RCC の機能の一層効果的な発揮を検討する。（また、RCC による健全銀行の不良債権買取り業務を延長す

る。)

2) 債権の売買に関する契約書、取引方法等の標準化

債権の流動化に関し、日本ローン債権市場協会 (JSLA) における契約書、取引方法等の標準化について、早期に結論を得るように要請する。債権流動化に係るデータの標準化を図る。

3) 債権回収会社 (サービサー) の取扱債権の範囲の見直し

債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大することにより、債権回収の円滑化に努める。

⑤その他

1) 中小企業への対応

不良債権のオフバランス化及び企業再建の促進に伴って、対象となる企業と取引等の関係にある中小企業が、連鎖倒産の危険など経営の安定に不測の支障を生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を経営革新対策により積極的に支援する。

2) プロジェクトファイナンスの普及

今後、金融機関が、プロジェクトファイナンス等各事業毎の収益性に着目した融資を積極的に活用することを期待する。

より強固な金融システムの構築に向けた施策

1. 不良債権処理の促進

- 不良債権処理の促進のため、現在、主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）について、3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずるとの期限を設定している。

この枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、具体的な処理目標として、原則1年以内に5割、2年以内にその大半（8割目途）について所要の措置を講ずるよう要請する。

- 上記処理目標を確実に実現するため、信託を含むRCCの機能を積極的に活用するよう要請する。

2. 主要銀行グループ通年・専担検査の導入

- 主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査し、実質常駐検査体制とすることにより、検査の実効性・効率性を高める。
- 内部監査体制等について重点的に検証するため、民間の専門家を登用した専門班が各グループを横断的に検査する。

3. 金融機関の合併促進

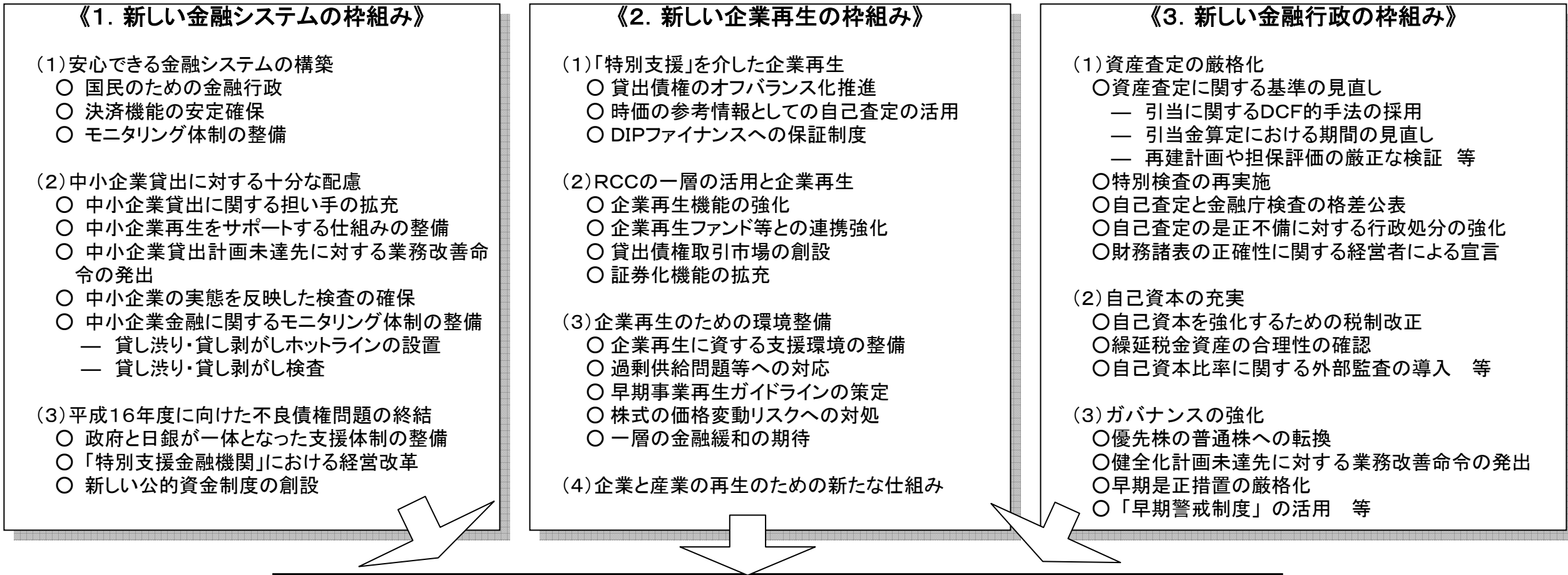
- 今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



— **速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表）** —
 ※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

平成14年10月30日
金融庁

金融再生プログラム

— 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。そこで、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、以下に示す方針で行政を強化する。

1. 新しい金融システムの枠組み

構造改革を加速するための新しい金融システムを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

(1) 安心できる金融システムの構築

国民が金融機関に対する不安を抱くことなく暮らせるようにすることを目的に、以下の措置を講じて安心できる金融システムを構築する。

(ア) 国民のための金融行政

金融行政が護るべき対象は、預金者、投資家及び借り手の企業や個人など国民であることを確認する。

(イ) 決済機能の安定確保

決済機能の安定確保を図るために、その全額を保護の対象とする「決済用預金」を平成17年4月に導入する。それまでの間については、不良債権処理の加速等の政策強化を進める中で、預金者にいたずらに不安を与えることのないよう、ペイオフの完全実施を延期する。

(ウ) モニタリング体制の整備

金融庁内に「金融問題タスクフォース」を新設し、平成16年度には不良債権問題を終結させるという目標の達成に向け、その状況をモニタリングする。

(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮

主要行の不良債権処理によって、日本企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、以下のセーフティネットを講じる。

(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充

中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を具備した新しい貸し手の参入については、銀行免許認可の迅速化や中小企業貸出信託会社（Jローン）の設置推進などを積極的に検討する。

(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備

実態に合わせて中小企業の再生をサポートできるよう、信託機能やデット・エクィティ・スワップ等の活用など、金融上の仕組みの整備を検討する。

(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画における中小企業貸出計画に関する重度の未達先に対しては、原則として業務改善命令を発出し、軽度の未達先に対しては、即時に改善策の報告を徴求する。

(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業の実態を反映した的確な検査等を確保する。また、借り手企業に対し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底する。

(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備

金融機関による不当な「貸し剥がし」等が発生しないように、モニタリング体制を強化するほか、必要な場合には効果的な検査を実施する。

① 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設

中小企業が、今回の一連の措置や金融検査マニュアルなどを理由に、金融機関から貸し渋り貸し剥がし等の不当な扱いを受けた場合に、金融庁に直接通報できるよう、ファックスやEメールの受付窓口を金融庁内に設ける。

② 「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分を行う。

(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備

個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す「特別支援」の枠組みを即時適用し、万が一にもシステミックリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す。

① 日銀特融による流動性対策

万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応を取るとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する。

② 預金保険法に基づく公的資金の投入

必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する。

③ 検査官の常駐的派遣

「特別支援」の対象となった金融機関（「特別支援金融機関」）の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。

(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革

「特別支援金融機関」においては、経営を改革し、早期健全化を行う。

① 経営者責任の明確化

「特別支援」を受けることとなった金融機関を代表する経営者については、責任の明確化を厳しく求める。

② 適切な管理方法

「特別支援」を受けることとなった金融機関においては、「新勘定」と「再生勘定」に管理

会計上分離し、適切に管理する。

③ 事業計画のモニタリング

「金融問題タスクフォース」は、「特別支援金融機関」の新しい経営陣による事業計画をチェックしてその妥当性について金融担当大臣に助言するほか、その履行状況をモニタリングし、金融担当大臣に報告する。なお、上記適切な管理方法を適用した後も黒字体質に転換しないなどにより必要と思われる場合は、適切な措置を金融担当大臣に進言する。

(ウ) 新しい公的資金制度の創設

金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。

2. 新しい企業再生の枠組み

構造改革を更に加速するため、以下のように、新しい企業再生の枠組みを可及的速やかに実現する。

(1) 「特別支援」を介した企業再生

「特別支援金融機関」は、新しい経営陣の下で知恵と工夫を活かし、企業再生を図るため、以下の点に関して経営努力を傾注する。

(ア) 貸出債権のオフバランス化推進

破綻懸念先以下債権等について、RCCや企業再生ファンド等に売却することによって、企業再生のプロセスを加速する。その際、RCCによる買取に関しては、必要に応じ財政的措置についても検討する。

(イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用

破綻懸念先以下債権をRCCに売却する場合には、「特別支援」の枠組みの下で十分な引当を積んだ自己査定であることを前提に、RCCの買取価格である時価を判断する際の一つの参考情報として採用することを検討する。

(ウ) DIPファイナンスへの保証制度

法的整理手続に入った企業について、当該「特別支援金融機関」がDIPファイナンスを担う場合において、再生可能な部分を甦生させるための信用保証制度について検討する。

(2) RCCの一層の活用と企業再生

以下の点に配慮しつつ、RCCへの不良債権売却の促進や企業再生ファンドの活用、再生対象企業に対する政府系金融機関による支援など、企業再生を促進する枠組みを早急に整備・活用する。

(ア) 企業再生機能の強化

企業再生機能を強化するため、RCC内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する。

(イ) 企業再生ファンド等との連携強化

RCCは、購入した債権に関しては回収・売却を加速するとともに、企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。このような観点から、購入して短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。

(ウ) 貸出債権取引市場の創設

RCC及び政府系金融機関等は、保有している貸出債権の売却を加速することによって、日本における貸出債権の取引市場の創設に努力を傾注する。その際、RCCの貸出債権毎の採算についてより機動的な対応ができるよう、総合的に検討する。

(エ) 証券化機能の拡充

RCCは、自らが保有する大量の貸出債権を対象ポートフォリオとした証券化の機能を強化し、実際に資産担保証券の売却を進める努力を継続する。

(3) 企業再生のための環境整備

企業を再生する環境を整備するため、政府が目指すのは企業淘汰ではなく企業再生であるとの認識の下、経済産業省、国土交通省などの関係府省との連携をこれまで以上に強化し、以下の施策を講じる。

(ア) 企業再生に資する支援環境の整備

不良債権の最終処理と企業の早期再生を支援するとともに、中小企業への円滑な金融の確保に努めるため、税制、投融资制度、商法の特例などについて、実現可能なものから出来る限り早く整備を行うよう、関係府省に要請する。

(イ) 過剰供給問題等への対応

過剰供給問題や過剰債務問題に正面から取り組むべく、産業・事業分野が供給過剰になっているかどうか等について政府としての指針・考え方をまとめるとともに、安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定めることを、関係府省に要請する。

(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定

企業が自ら事業再生に着手するよう、「早期事業再生ガイドライン」の策定作業を早急に進め、関係者間のコンセンサス形成を図るよう、関係府省に要請するとともに、金融庁も検討に参画する。

(エ) 株式の価格変動リスクへの対応

金融機関保有株式の価格変動リスクは、金融機関経営の大きな不安定要因となっており、その存在は企業再生プロセスに不測の影響を与えかねないことに鑑み、日本銀行による金融機関保有株式の買い取りの円滑な推進を期待する。

(オ) 一層の金融緩和の期待

企業再生のプロセスを支えるため、一層の金融緩和が行われるよう日本銀行に期待する。

(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

企業・産業の再生に取り組むため、新たな機構を創設し、同機構が再生可能と判断される企業の債権を金融機関から買い取り、産業の再編も視野に入れた企業の再生を進める必要がある。このため、政府が一体となって、速やかに所要の作業準備が進められるよう要請する。

3. 新しい金融行政の枠組み

構造改革を加速するための金融行政の新しい枠組みを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

(1) 資産査定厳格化

金融機関の資産査定については、これまでも増して厳格化を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 資産査定に関する基準の見直し

資産査定の基準については、市場評価との整合性を図るため、以下の措置を講ずる。

① 引当に関するDCF的手法の採用

主要行において要管理先の大口債務者については、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式を基礎とした個別的引当を原則とし、早急に具体的手法を検討する。

② 引当金算定における期間の見直し

主要行において、暫定的に定められている1年基準及び3年基準について、米国等の扱い等を踏まえ検討を行う。

③ 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

主要行について正常先でない大口債務者の債務者区分に関しては、適正な資産査定を実施している先にレベルを揃えるための具体的な仕組みを導入する。

④ デット・エクイティ・スワップの時価評価

株式を上場しているなど合理的に株価を算定することが可能な大口貸出先向けのデット・エクイティ・スワップに関しては、取引の時期を問わず、時価評価を適用することを検討する。

⑤ 再建計画の厳格な検証

再建計画の進捗状況や妥当性を継続的に検証することを目的とした専門家を含む検証チームを設置する。

⑥ 担保評価の厳正な検証

鑑定評価を担保評価に用いている場合には、原則として独立した不動産鑑定士による法定鑑定を用いる方向で検討する。

(イ) 特別検査の再実施

平成15年3月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、特別検査の実質的な再実施を行う。

(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表

これまで実施された金融庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表する。自己査定と検査結果の格差については、今後定期的に公表する扱いとし、各行に格差是正を求める。

(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化

正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、当該行に対し、業務改善命令を発出する方針を明確化する。

(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

資産査定を含む財務諸表が正確であることに関し、代表取締役に署名を求めることを検討する。

(2) 自己資本の充実

金融機関の自己資本については、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 自己資本を強化するための税制改正

金融機関の自己資本を強化するため、以下の措置を関係府省に強く要望する。

① 引当金に関する新たな無税償却制度の導入

破綻懸念先以下の債務者に関しては、金融庁の監督と検査の下での自己査定の結果を以って無税対象と認定する制度の導入を要望する。また、部分直接償却により企業会計上損失が確定した場合についても、例えば、無税償却に係わる担保処分要件の緩和等特段の配慮を求める。

② 繰戻還付金制度の凍結措置解除

欠損金の繰戻還付について、凍結措置の解除及び期間の延長を要請する。

③ 欠損金の繰越控除期間の延長検討

現行5年となっている繰越控除期間の延長を要請する。

(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討

債務者が引き受けている第三者割当増資部分に関しては、実質的な迂回融資になっていないかなど、資本としての適格性を念入りにチェックする。

(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理

今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる。

(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

(3) ガバナンスの強化

金融機関経営におけるガバナンスを強化するため、以下の施策を講ずる。

(ア) 外部監査人の機能

資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行う。

(イ) 優先株の普通株への転換

政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換については、期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する。

(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する。

(エ) 早期是正措置の厳格化

早期是正措置における現行区分のあり方を含め、各区分における措置の内容を厳格に見直す。

(オ) 「早期警戒制度」の活用

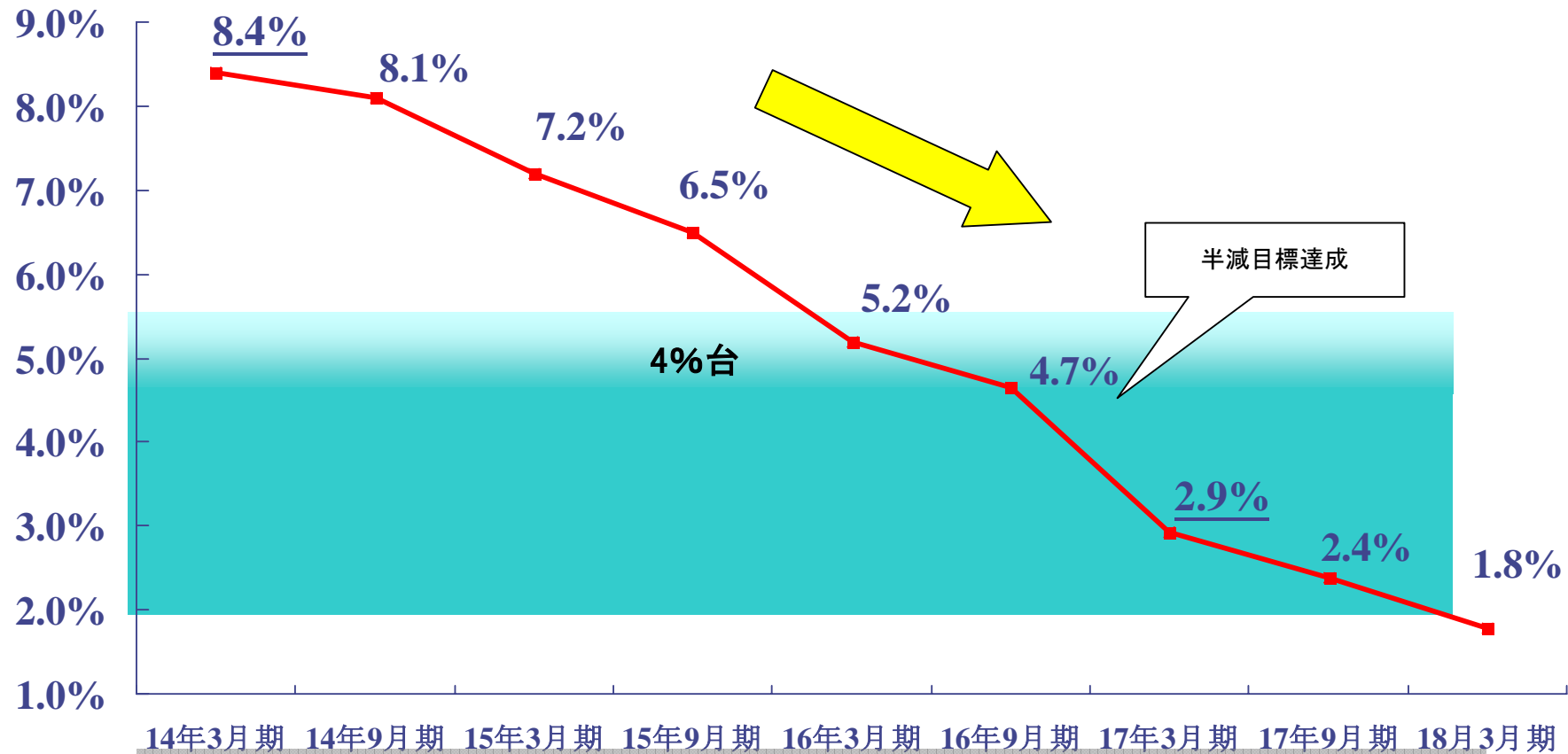
自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

4. 今後の対応

主要行を対象とした以上の措置を速やかに実施に移せるよう、本年11月を目途に作業工程表を作成、公表する。また、関連する諸制度の整備に努める。

また、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「レーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する。

不良債権比率の推移(主要行)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)の概要

1. スケジュール

04年6月	バーゼル銀行監督委員会からバーゼルⅡ最終案公表
04年10月 ~05年12月	3度にわたり「新しい自己資本比率規制」(第1の柱)告示の改正案を公表、パブリック・コメント実施
05年11月	第2の柱に係る「実施方針」公表
06年3月	「新しい自己資本比率規制」告示の官報掲載
07年3月末	バーゼルⅡの実施(先進的手法については2008年3月末)

2. 適用対象

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	バーゼルⅡ最終案通り(分子=自己資本は現行のまま)
国内基準行	4%	バーゼルⅡ最終案に準拠(分子=自己資本は現行のまま)

※ 国際統一基準行:海外営業拠点を有する金融機関

3. 新しい自己資本比率規制の内容

(1) 第1の柱 (最低所要自己資本比率)

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク+市場リスク}} \geq 8\% \Rightarrow \frac{\text{自己資本(現行のまま)}}{\text{信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では、銀行が

- 「標準的手法」(現行規制を一部修正した方式)
- 「内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式)

のうちから自らに適する手法を選択

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク。粗利益を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法のうちから、銀行が自らに適する手法を選択。

オペレーショナル・リスクが追加される一方、信用リスクについては中小企業・個人向けを中心に軽減するので全体の負担は概ね現行並み

※ 上記算式は、国際統一基準行の場合

(I) 信用リスク

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額(保証等オフ・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

(i) 標準的手法

リスク・ウェイトがより精緻に(現行規制の延長)。

(ア)中小企業・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減。

(イ)延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減。

(ウ)貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可。

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等	10 %	10 %(20%)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20%~150%※ 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	150 % ※※ (引当率に応じて軽減)
株式	100 %	100 %

※ 事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(ii) 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。

債務者ごとのデフォルト(※)率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 ※※	銀行推計

※ デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

※※ 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

(備考)内部格付手法における株式の取扱い

新規保有株式

複数の計算方法から選択。

(ただし、下限として政策保有株 100%以上、それ以外の上場株 200%以上、非上場株 300%以上)

既保有株式(わが国においては 04 年 9 月 30 日までに保有した株式)

10 年間(2014 年 6 月末まで)はリスク・ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

(II) オペレーショナル・リスク (新規)

(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)

3つの手法から銀行が選択。

①基礎的手法、②粗利益配分手法、③先進的計測手法

(①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化)

(2) 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)

銀行自身が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

⇒ 金融機関による統合的なリスク管理と当局による早期警戒制度に基づくモニタリング

- ・ 銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の 20%を超える銀行(アウト라이어銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。

※ ただし、当該リスクは、第1の柱の計算式には含まれないことから、アウト라이어銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

(3) 第3の柱(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められている。

銀行については原則として四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。

足利銀行の旧監査役及び旧会計監査人に対する民事提訴について

株式会社足利銀行（以下「当行」という）は、内部調査委員会の追加調査報告に基づき、本日、宇都宮地方裁判所に、当行の監査役であった里見繁、沼口菊郎、田島一郎及び石嶋吉造並びに会計監査人であった中央青山監査法人を被告とする損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

記

1. 事案の概要

本件は、当行の当時の監査役4名及び会計監査人であった中央青山監査法人が、当行の平成13年3月期決算の会計監査において、監査役又は会計監査人としての任務を懈怠し、同決算が粉飾決算であることを看過し、適法意見を付した監査報告書を当行の代表取締役頭取に提出するなどして違法配当を実施するに至らせ、当行に違法配当相当額の11億3580万円の損害を与えたとして、監査役4名につき、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）18条の4第1項、商法277条、278条に基づき、また、中央青山監査法人につき、商法特例法9条、11条に基づき、それぞれ違法配当を実施した取締役らと連帯して、損害賠償として違法配当額11億3580万円の支払を請求するものです。

なお、当行の平成13年3月期決算の利益処分案等は、配当可能利益がないのに、①繰延税金資産の計上の基礎となる今後5年間の課税所得見込み額を940億円過大に算定することにより、繰延税金資産を約210億円過大に計上する、②当行の貸付先の債務者区分を恣意的にランクアップすることにより、個別貸倒引当金を合計約368億円過小に計上するという方法により、当行の資産額を合計約579億円過大に粉飾して、11億3580万円を配当するというものでした。

2. 本件提訴に至る経緯について

- (1) 当行は、特別危機管理銀行として、「その取締役、執行役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。」との預金保険法116条1項の規定に基づき、内部調査委員会を設置して、同委員会において、旧経営陣の職務上の義務違反の有無等についての調査を実施し、本年2月2日、その調査結果が当行に報告されました。

その調査結果に基づき、当行は、本年2月4日、当時の当行の取締役らの民事上の責任を追及するため、不正融資事案2件及び違法配当事案1件を宇都宮地方裁判所に提訴しました。

(2) 同委員会は、上記調査結果報告後も、上記の各事案に関し、当時の監査役4名に職務上の義務違反があったか否かについて引き続き調査を実施し、その結果、不正融資事案2件については、監査役の任務懈怠を認めるに足りる証拠は認められなかったが、違法配当事案については、上記監査役4名に看過しがたい任務懈怠があったとの調査結果が当行に報告されました。

また、同委員会は、当行が、商法特例法1条の2第1項に規定する大会社に該当し、会計監査については、第一次的には会計監査人が行い、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めた場合にのみ、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果を監査報告書に記載すれば足りるとされていることから(同法14条1項、3項1号)、違法配当にかかる当時の監査役の責任を明確化するためには、会計監査について第一次的に責任を負っている会計監査人の責任の調査・検討を行うことが不可欠であるとして、その調査を実施してまいりました。

その結果、同委員会から当行に対し、当時の会計監査人である中央青山監査法人は、平成13年3月期の当行の粉飾決算に深く関与しており、当時の取締役と同様に、その任務違背の程度は重大であるとの報告がなされました。

(3) そこで、当行は、内部調査委員会の報告内容を検討した上、その調査結果に基づき、上記違法配当事案について、当時の監査役に対し、損害賠償を求めて提訴するとともに、当時の会計監査人である中央青山監査法人に対しても、同様に損害賠償を求めて提訴することが相当であると判断し、上記のとおり、当時の監査役及び会計監査人を提訴するに至ったものです。

なお、同委員会から、当行に対し、当時の監査役及び会計監査人の違法配当にかかる刑事責任の追及について、当行の当時の取締役への対応と同様に、民事と刑事の要件の相違もあり、慎重を期すため、捜査機関に対し証拠資料の提供など積極的に捜査に協力することが相当である旨の報告がなされたことから、当行として、前回同様に、積極的に捜査機関の捜査に協力を行って、その責務を果たしていくことといたしました。

以 上

平成18年3月期決算の概要【収益】

【収益の実績および計画対比】

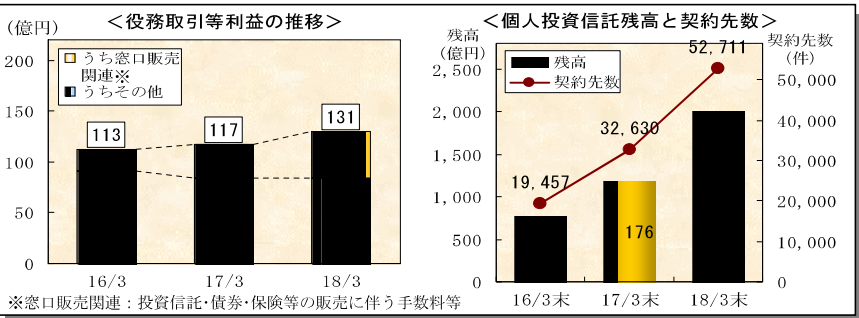
(単位：億円)

	16/3期 実績	17/3期 実績	18/3期 実績	18/3期 計画	計画対比
(収益)					<計画比(%)>
業務粗利益	983	884	847	824	102.7%
資金利益	864	754	703	687	102.3%
役員取引等利益	113	117	131	123	106.5%
その他業務利益	5	12	13	13	100.0%
経費	(-)471	(-)428	(-)406	(-)425	95.5%
人件費	(-)204	(-)196	(-)197	(-)192	102.6%
物件費	(-)239	(-)202	(-)183	(-)202	90.5%
一般貸倒引当金繰入額	(-)1,809	-	-	-	-
業務純益	▲1,297	455	440	399	110.2%
実質業務純益	512	455	440	399	110.2%
不良債権処理損失額	(-)4,644	(-)127	(-)25	(-)80	31.2%
株式等関係損益	110	118	49	50	98.0%
経常利益	▲5,995	408	431	369	116.8%
特別損益	▲444	811	1,173	▲1	-
当期純利益	▲7,828	1,219	1,603	366	437.9%
(経営指標)					<計画差>
貸出金利回	2.23%	2.16%	2.07%	2.16%	▲0.09%
有価証券利回	1.44%	0.83%	0.84%	0.64%	0.20%
国内預金利回	0.05%	0.04%	0.03%	0.04%	▲0.01%
国内預貸金利回差	2.18%	2.12%	2.04%	2.12%	▲0.08%
非金利収入比率	12.07%	14.70%	17.06%	16.64%	0.42%
OHR	47.89%	48.47%	48.00%	51.58%	▲3.58%
ROA	1.05%	1.20%	1.14%	1.04%	0.10%
不良債権比率(リスク管理債権)	20.62%	12.50%	7.77%	8%台	-

<資金利益> (億円)

	16/3期 (実績)	17/3期 (実績)	18/3期 (計画)	18/3期 (実績)	計画比	19/3期 (計画)
資金運用収益	967	798	719	773	54	713
うち貸出金利息	844	719	661	648	▲12	654
うち有価証券利息配当	100	52	41	62	20	45
うちその他利息	21	26	17	63	46	13
資金調達費用	(-)102	(-)43	(-)32	(-)70	(-)38	(-)26
うち預金利息	(-)45	(-)42	(-)31	(-)70	(-)38	(-)26

	16/3期 (平残)	17/3期 (平残)	18/3期 (平残)	18/3期 (末残)
貸出金(正常先~要管理先)	31,384	28,369	29,121	30,536



<不良債権処理関係損益の内訳> (億円)

	18/3期
不良債権処理損失額	(-)25
貸出金償却	(-)16
貸出金売却損	(-)9
その他	(-)0
貸倒引当金取崩益	935 ①
償却債権取立益	63 ②
前期債権売却清算損失額	(-)32 ③
計	940

<特別損益の内訳> (億円)

	18/3期
①+②+③	966
動産不動産処分損益	2
退職給付代行返上益※	219
減損損失	▲14
計	1,173

(※参考)
17/3:退職給付代行返上益(将来分) 101億円
18/3:退職給付代行返上益(過去分) 219億円

<企業再生支援の取り組み>

【公的機関活用による支援完了件数(17年度)】

- 整理回収機構(RCC) : 3件(累計6件)
- 中小企業再生支援協議会 : 36件(累計57件)

【法人融資先の債務者区分の上昇(17/3→18/3)】

- ランクアップ数: 1,130先(1,401億円)

※自己査定ベースによる要注先・要管理先・破綻懸念先からのランクアップ数。当行再生チームによる支援先のほか、自助努力による経営改善先を含む。

【18/3末現在取組継続中の件数】

- 整理回収機構(RCC) : 7件
- 中小企業再生支援協議会 : 26件

<不良債権減少の内訳> (億円)

減少要因	▲1,794
金融支援・ランクアップ	▲741
回収(約定弁済・担保処分等)	▲474
直接償却・部分直接償却等	▲579
増加要因	299
新規発生(ランクダウン)	299
18/3-17/3不良債権減少額	▲1,495

※17/3末との比較によるリスク管理債権の増減額

【整理回収機構による不良債権の買取】

○18/2: 買取価格235億円(簿価911億円)

<リスク管理債権の推移> (億円)

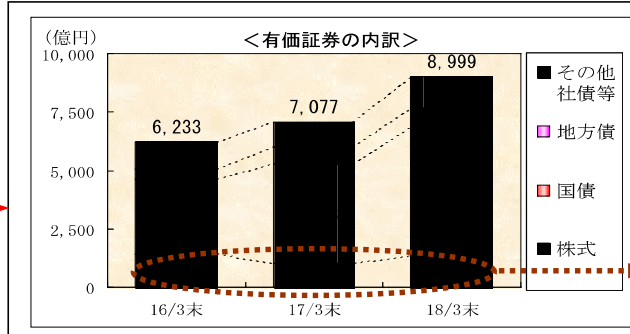
	18/3	17/3比	17/3
破綻先債権	59	17	41
延滞債権	1,395	▲1,217	2,612
3ヶ月以上延滞債権	3	▲49	53
貸出条件緩和債権	1,029	▲246	1,276
合計	2,488	▲1,495	3,983
貸出金残高(末残)	31,991	136	31,855
リスク管理債権比率	7.77%	▲4.73%	12.50%
部分直接償却実施額	623	▲717	1,341

平成18年3月期決算の概要【資産・負債】

【資産・負債の実績】

(単位：億円)

	16/3期 実績	17/3期 実績	18/3期 実績	17/3期比
(資産の部)				
現金預け金	2,821	1,087	959	▲128
コールローン	369	1,411	983	▲428
有価証券	6,233	7,077	8,999	1,922
貸出金	35,474	31,855	31,991	136
正常債権	28,156	27,871	29,503	1,631
リスク管理債権	7,317	3,983	2,488	▲1,495
貸倒引当金	△5,265	△3,201	△1,588	1,613
動産不動産	202	277	259	▲18
その他	1,037	981	932	▲49
資産の部合計	40,873	39,490	42,537	3,047
(負債の部)				
預金+譲渡性預金	44,798	43,681	43,224	▲457
うち個人預金	30,365	29,344	29,224	▲120
うち法人預金	9,093	9,114	8,874	▲240
うちその他+譲渡性預金	5,338	5,222	5,126	▲96
コールマネー	900	-	500	500
売渡手形	200	-	1,572	1,572
退職給付引当金	479	380	195	▲184
その他	1,285	1,050	925	▲125
負債の部合計	47,663	45,112	46,417	1,304
(資本の部)				
資本金	1,474	1,474	1,474	0
利益剰余金	△8,518	△7,298	△5,694	1,603
当期純利益	△7,828	1,219	1,603	383
株式等評価差額金	254	201	340	138
資本の部合計	△6,790	△5,622	△3,879	1,742

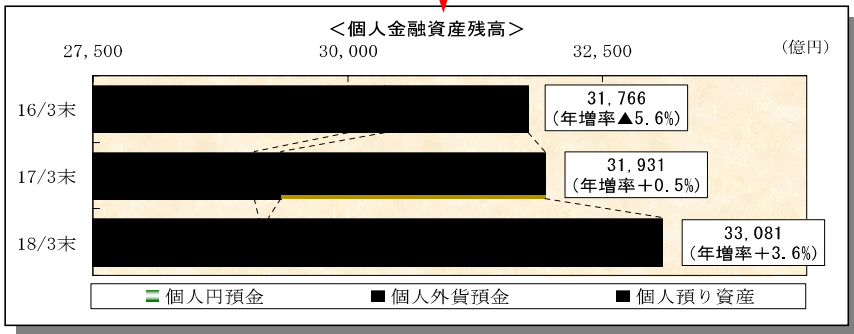
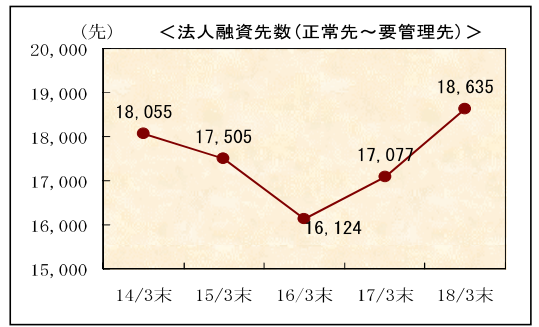
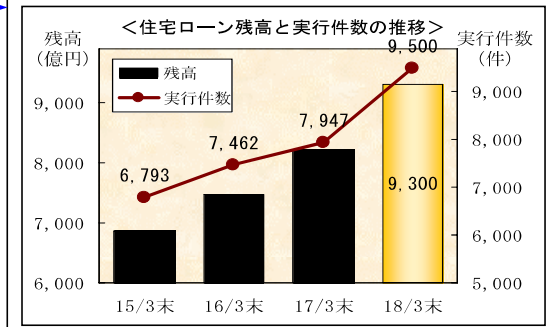
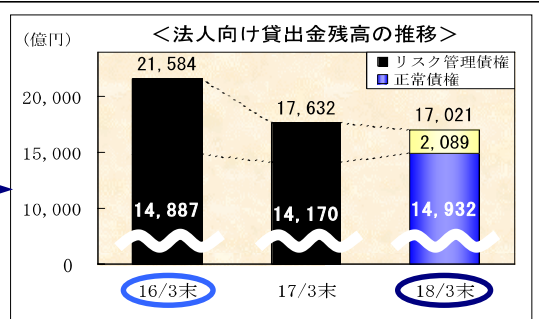
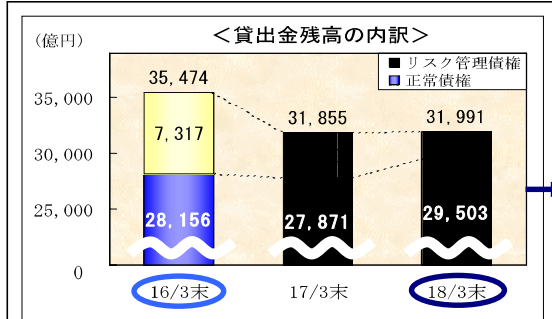


＜国内債券のデュレーション＞

	16/3末	17/3末	18/3末
国内債券残高(億円)	4,423	5,623	7,050
デュレーション(年)	3.47	3.57	3.56

＜株式の内訳＞

	16/3末	17/3末	18/3末
上場・店頭	1,096	708	992
取得簿価	794	500	486
評価損益	301	208	505
非上場	321	318	318
合計	1,417	1,027	1,310



＜引当率＞

	16/3期	17/3期	18/3期
正常先	0.42%	0.38%	0.36%
要注意先	14.50%	10.24%	8.74%
要管理先	50.99%	50.46%	26.14%
破綻懸念先	98.00%	100%	87.00%
実質破綻先	100%	100%	100%
破綻先	100%	100%	100%

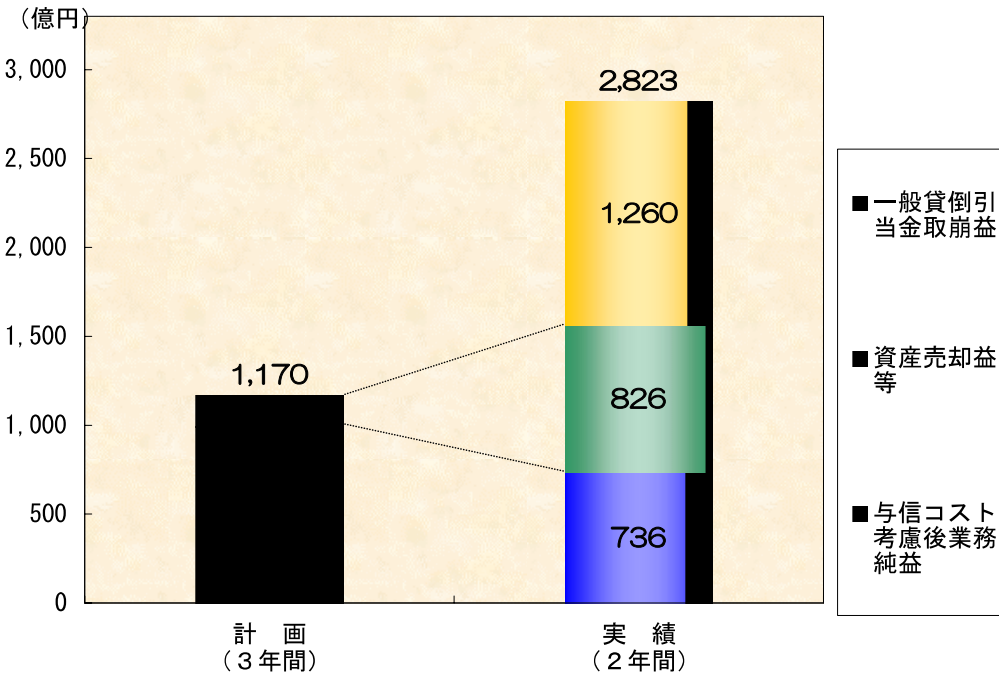
＜金融再生法開示債権の状況＞

	破産更生債権等	危険債権	小計	要管理債権	合計
与信残高(A)	245	1,211	1,457	1,033	2,490
担保・保証等保全額(B)	168	527	696	420	1,116
非保全額(C)=(A)-(B)	76	684	760	613	1,374
貸倒引当金(D)	76	595	671	271	943
保全額(E)=(B)+(D)	245	1,122	1,368	691	2,059
引当率(D/C)	100%	87.0%	88.3%	44.2%	68.6%
保全率(E/A)	100%	92.6%	93.8%	66.9%	82.6%

経営に関する計画に基づく2年間の実績

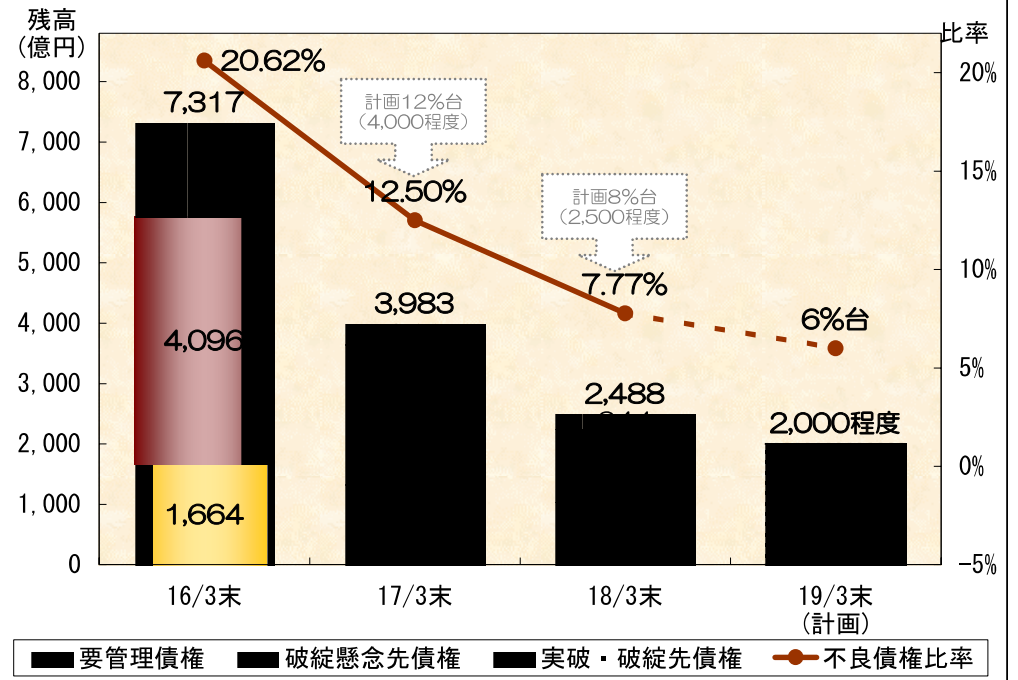
【収益性】

<当期利益の内訳(要因別)>



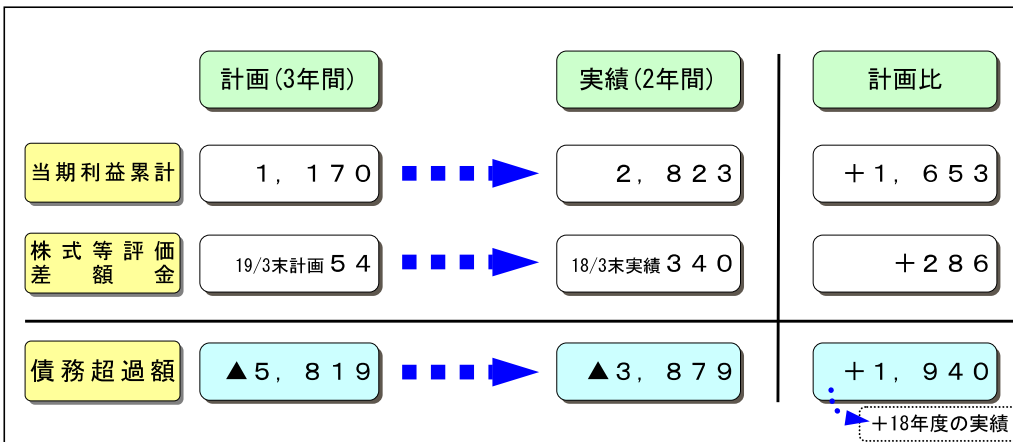
【健全性】

<不良債権残高と比率の推移(リスク管理債権ベース)>



<債務超過額圧縮の実績と計画比>

(単位: 億円)



<不良債権減少の内訳(要因別)>

(単位: 億円)

	16年度	17年度	累計	
減少要因	金融支援・ランクアップ	1,387	741	2,128
	回収・返済	830	474	1,304
	償却・売却等	1,877	579	2,456
減少要因合計	4,094	1,794	5,888	
要因加	ランクダウン	760	299	1,059
不良債権減少額	3,333	1,495	4,829	

「ローコストオペレーション体制の確立」に向けた進捗状況

1. 人員および人件費の削減

- 18年3月末の行員数は、計画比▲170人（17年3月末比▲120人）の2,180人となり、19年3月末の計画を1年前倒しで達成することとなった。
- 18年3月期の人件費は、計画比+4億円の197億円となった。インセンティブスキームの導入（計画比+9億円）、子会社からの派遣パートタイマーの直接雇用への切り替え（4億円が物件費→人件費へ振替え）が影響したものであるが、前年比では同水準に抑制している。
- 経費総額は、計画比▲18億円の406億円であり、経費全体での削減は進展。
- 今後は、小口金融担当者や幹部級職員等の中途採用を引き続き実施するとともに、職員の貢献度に応じた処遇を行う新人事制度の導入を進める。

＜人員および人件費の実績と計画＞ (単位：人、億円)

	16/3	17/3	18/3	18/3	計画比	19/3
	(実績)	(実績)	(計画)	(実績)		(計画)
行員数	2,628	2,300	2,350	2,180	▲170	2,200
人件費	204	196	192	197	4	176
うち給与・賞与	144	132	129	134	4	127
1人当り業務純益(百万円)※	19.5	19.8	16.9	20.2	3.3	19.4

※1人当り業務純益(百万円)＝業務純益(一般貸倒引当金繰入前)÷各期末行員数により算出。

2. 物件費の削減

- 引き続き、遊休不動産の処分や諸経費の削減に取り組んだ結果、計画比▲18億円（17年3月末比▲18億円）の183億円となった。

＜物件費の実績と計画＞ (単位：億円)

	16/3	17/3	18/3	18/3	計画比	19/3
	(実績)	(実績)	(計画)	(実績)		(計画)
物件費	239	202	202	183	▲18	192

3. 有人店舗チャネルの再構築

- 17年度では、5出張所を廃止するとともに、11支店13出張所を、小口金融に特化したリテールセンター等の軽量化店舗に機能を変更（18/3末現在、軽量化店舗は42か店で展開）。
- これまでの店舗統廃合などにより、計画以上の経費削減が進んでおり、今後は、お客さまの利便性と経費とのバランスのとれた店舗運営を行う。

＜有人店舗数の実績と計画＞

	16/3末	17/3末	18/3末	18/3末	計画比	19/3末
	(実績)	(実績)	(計画)	(実績)		(計画)
国内本支店数	101	99	97	99	2	93
うちフルバンク支店	101	89	69	78	9	53
うちリテール等※1	-	10	28	21	▲7	40
有人出張所数※2	66	56	46	51	5	44
うちリテールセンター	-	8	-	21	-	-
有人店舗数合計	167	155	143	150	7	137
ローンセンター	19	21	-	23	-	25

※1. リテール等：融資事務を母店へ集約した店舗、小口金融に業務特化した店舗など、業務の軽量化または機能を特化した支店数。なお、母店と同一店舗内にて営業する支店内支店1か店を含む。

※2. 母店と同一店舗内にて営業する支店内出張所1か店、ローンセンター機能に特化した出張所1か店を含む。

4. 店舗外ATMの効率的な配置

- 店舗外ATMについては、低利用先を見直すとともに、駅やショッピングセンター等の集客施設への設置を進め、採算性と顧客利便性を考慮した再配置を実施。また、17年度においては、79か所の店舗外ATMについて、稼働時間の延長を実施。
- 有人出張所の無人化（店舗外ATM化）を含め、18年3月末の設置か所数は227か所（17年3月末比+2か所）となった。

5. ダイレクトチャネルの活用

- 17年10月に、インターネットバンキングのサービス・機能の改定を実施し、振替・振込の即時処理や住所変更、口座振替申込機能等を追加。また、18年1月には、個人向けサービスとして投資信託取引を追加。
- 18年3月末で、法人インターネットバンキング契約先数は5,078先（17年3月末比+1,945先）、個人インターネットバンキング契約先数は35,469先（17年3月末比+6,074先）と、それぞれ拡大。
- 電話やFAX等のダイレクトチャネルを活用した効率的な融資案件の発掘を行う「あしぎんビジネスセンター」の対象エリア拡大を実施（17年度融資申込受付：742件/4,784百万円）。

6. 本部組織のスリム化

- 本部行員数については、本部から営業店への行員の再配置を行うなど、スリム化を継続。
- 18年3月末本部行員数は、17年3月末比▲25人の229人（本部行員比率10.5%）となった。

＜本部行員の推移＞ (単位：人)

	16/3末	17/3末	18/3末	17/3末比
	(実績)	(実績)	(実績)	
本部行員	339	254	229	▲25
本部行員比率	13.3%	11.0%	10.5%	▲0.5%

7. 保有資産の処分

(1) 動産・不動産の売却

- 寮・社宅・保養所については、17年度中に31件を売却し、19年3月末計画を1年前倒しで達成（16年度以降の売却実績累計は43件）。

＜寮・社宅・保養所の物件推移＞

	16/3末	17/3末	18/3末	18/3末	計画比	19/3末
	(実績)	(実績)	(計画)	(実績)		(計画)
寮・社宅(社宅空地含)	63	52	44	22	▲22	32
保養所(閉鎖済)	2	1	0	0	0	0

(2) 保有株式（上場・店頭株式）の残高圧縮

- 保有銘柄の見直しによる売却・入れ替えを実施し、18年3月末の保有残高（上場・店頭株式）は、計画比▲14億円（17年3月末比▲14億円）の486億円となった。

＜保有株式残高（上場・店頭株式）＞ (単位：億円)

	16/3末	17/3末	18/3末	18/3末	計画比	19/3末
	(実績)	(実績)	(計画)	(実績)		(計画)
保有株式残高	794	500	500	486	▲14	400

資料10-6-1

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成17年8月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	16/3 実績	17/3 健全化計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化計画	17/3 実績
みずほ2行 (注2)	8,830	9,231	7,231	7,654	5,365	3,808	4,180	2,839	5,583
UFJ2行 (注2)	7,946	7,454	7,672	▲ 4,247	▲ 6,064	▲ 7,214	▲ 3,723	▲ 8,233	▲ 6,770
三井住友	10,001	10,000	9,405	1,851	4,800	▲ 717	3,011	2,500	▲ 1,368
りそな5行	2,603	3,380	3,652	▲ 11,525	3,520	3,172	▲ 16,927	2,880	3,863
三井トラスト 2行(注2)	1,826	2,252	1,919	1,059	1,633	1,523	617	896	940

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	16/3 実績	17/3 健全化計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化計画	17/3 実績
ほくほく2行(注2)	1,017	836	910	173	287	341	157	141	152
もみじ	219	239	352	107	134	47	42	70	14
琉球	146	150	169	70	88	80	43	56	58
熊本ファミリー	129	140	155	▲ 168	47	50	▲ 171	27	49
新生	※475	※640	※550	448	660	467	653	660	681
千葉興業	144	145	160	15	60	38	22	42	44
八千代	103	111	129	39	41	49	23	35	45
あおぞら	425	470	497	73	360	437	319	400	869
東日本	134	128	142	76	69	104	42	38	59
岐阜	63	61	61	13	17	23	9	16	19
親和	226	224	285	▲ 356	61	▲ 178	▲ 343	29	▲ 205
西日本シティ(注2)	652	490	505	232	102	190	158	55	78
和歌山	32	36	32	8	11	9	9	10	8

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績
みずほF	11.35	10.21	11.91	5.75	5.56	6.19	77,700	71,695	80,202	684,241	701,930	673,249
UFJH	9.24	9.10	10.39	4.70	4.73	5.32	42,686	42,087	45,131	461,859	462,282	434,059
三井住友F	11.37	10.84	9.94	6.03	6.23	5.38	67,374	63,468	60,201	592,041	585,000	605,526
りそなH	7.74	8.39	9.74	3.92	4.67	5.27	17,735	19,988	22,034	228,878	238,000	226,140
三井トラストH	10.14	8.78	10.34	6.00	5.18	6.82	9,444	8,549	9,640	93,073	97,300	93,205

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績
ほくほく	7.55	7.82	8.33	5.55	5.91	5.95	4,051	4,140	4,397	53,650	52,914	52,724
もみじ	6.09	6.39	6.36	3.64	3.76	3.62	1,120	1,183	1,122	18,390	18,500	17,644
琉球	10.40	10.22	10.96	9.48	9.32	10.06	945	982	984	9,088	9,607	8,979
熊本ファミリー	7.17	7.40	7.94	6.38	6.62	7.15	644	662	684	8,982	8,951	8,609
新生	21.13	14.40	11.78	16.15	13.16	7.00	9,422	8,497	7,789	44,587	59,000	66,110
千葉興業	9.61	9.15	9.38	7.95	7.76	8.07	1,157	1,160	1,147	12,033	12,669	12,223
八千代	8.48	8.32	8.97	7.43	7.45	7.99	941	922	975	11,104	11,071	10,871
あおぞら	15.66	12.86	18.70	15.01	12.24	18.31	5,431	5,830	6,172	34,672	45,300	33,003
東日本	8.55	8.44	8.85	7.59	7.28	7.89	921	946	974	10,766	11,195	11,008
岐阜	7.60	8.28	8.13	5.82	6.63	6.32	301	305	319	3,965	3,690	3,931
親和	6.32	6.52	5.33	4.32	4.52	3.35	1,033	1,031	815	16,336	15,814	15,279
西日本シティ	7.24	7.16	8.20	4.71	4.63	5.16	2,928	2,821	3,266	40,453	39,412	39,830
和歌山	6.63	6.67	6.88	5.84	5.87	6.09	157	163	163	2,381	2,455	2,381

(注)ほくほく、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績
みずほF (注1、2)	36	37	37	26,575	24,000	22,827	252,066	271,500	222,647	284,510	275,800	286,667	742,504	757,800	708,662
UFJH (注1、2)	21	22	21	20,395	19,907	19,582	210,461	181,000	165,716	206,380	205,900	205,556	537,015	519,000	499,367
三井住友F (注1)	24	28	25	22,348	21,300	21,020	222,969	235,800	205,305	251,835	247,000	259,613	551,733	565,600	544,454
りそなH (注1)	57	68	68	16,089	14,890	14,700	125,562	110,800	112,885	172,444	154,300	147,153	391,093	331,000	324,719
三井トラストH (注1、2)	17	17	17	5,236	4,850	4,819	56,257	57,900	40,790	46,372	42,600	41,800	122,517	119,700	100,535

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績
ほくほくF(注1、2)	19	24	24	4,832	4,550	4,506	40,516	40,472	40,257	30,469	31,184	30,527	84,013	84,638	83,581
もみじH(注1)	25	19	18	2,604	2,500	2,473	17,517	17,511	17,496	12,078	11,904	12,688	34,957	35,909	34,456
琉球	11	11	11	1,276	1,265	1,244	9,707	9,745	9,648	5,631	5,422	5,848	18,939	19,015	18,624
熊本ファミリー	12	11	11	1,247	1,157	1,147	9,405	8,993	8,423	4,545	4,655	4,563	16,067	15,971	15,094
新生	18	19	※25	2,122	2,250	2,041	27,896	33,000	28,576	27,265	24,100	30,417	64,078	66,600	68,858
千葉興業	7	8	8	1,376	1,377	1,304	10,336	10,366	9,905	8,109	8,503	8,249	22,123	23,426	22,710
八千代	12	12	12	1,767	1,726	1,681	15,876	15,489	14,940	8,841	8,352	8,449	27,701	27,620	26,382
あおぞら	13	17	16	1,472	1,550	1,492	16,020	17,500	16,673	14,419	15,900	14,862	37,831	39,900	38,289
東日本	16	14	14	1,444	1,402	1,395	11,626	11,680	11,039	6,432	6,236	6,249	20,075	20,326	19,628
岐阜	7	7	7	658	628	607	3,449	4,000	3,745	3,056	3,403	3,032	8,563	9,400	8,287
九州親和H(注1)	20	15	15	2,336	2,230	2,125	18,605	17,424	17,338	9,596	8,820	8,333	33,017	31,902	31,171
西日本シティ(注2)	29	22	22	4,773	4,534	4,508	37,191	37,968	37,122	30,320	30,292	30,742	77,414	78,494	77,279
和歌山	7	8	7	515	490	489	3,239	3,303	3,001	1,657	1,719	1,691	5,615	5,868	5,451

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

※16年6月の委員会等設置会社への移行に伴い、執行役員(従前は従業員)から執行役になった者を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	うち役員報酬						(百万円)			(千円)		
	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績
みずほF (注2、3)	588	630	605	588	630	605	0	80	52	461	478	471
UFJH (注2、3)	394	250	228	394	250	228	13	0	0	480	480	480
三井住友F (注2)	512	760	552	512	760	552	43	87	33	496	502	494
りそなH (注2)	714	1,030	1,009	714	1,030	1,009	2	3	3	419	436	427
三井トラストH (注2、3)	317	325	308	317	325	308	32	50	26	406	405	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬						16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績
	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績	16/3 実績	17/3 健全化 計画	17/3 実績			
ほくほくF(注2、3)	182	221	219	179	218	215	388	400	400
もみじH (注2)	272	231	228	272	231	228	370	373	381
琉球	90	100	94	89	98	93	365	365	364
熊本ファミリー	143	111	111	140	111	110	332	331	327
新生	311	499	※1,791	311	499	※1,791	483	493	487
千葉興業	68	71	69	68	71	69	391	398	386
八千代	178	178	174	171	171	166	394	399	403
あおぞら	252	220	231	252	220	231	453	470	469
東日本	219	204	197	219	204	197	390	390	386
岐阜	49	49	49	49	49	49	342	365	370
九州親和H (注2)	278	210	206	269	203	200	333	340	362
西日本シティ(注3)	361	318	318	361	318	318	378	410	403
和歌山	36	74	69	36	74	69	301	302	297

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

※16年6月の委員会等設置会社への移行に伴い、執行役員(従前は従業員)から執行役になった者を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	17年3月期 計画(対前期比)	17年3月期 実績(対前期比)
みずほ2行 (注)	19,461	▲ 18,070
UFJ2行 (注)	▲ 3,534	▲ 7,005
三井住友	9,000	20,416
りそな5行	6,938	4,061
三井トラスト2行	5,305	2,391
合 計	37,170	1,793

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

	17年3月期 計画(対前期比)	17年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	331	▲ 22
もみじ	939	▲ 373
琉球	84	378
熊本ファミリー	87	157
新生	11,436	3,841
千葉興業	235	385
八千代	255	100
あおぞら	121	▲ 2,498
東日本	81	387
岐阜	95	257
親和	▲ 13	▲ 145
西日本シティ(注2)	86	115
和歌山	26	89

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	17年3月期 計画(対前期比)	17年3月期 実績(対前期比)
みずほ2行 (注)	100	▲ 2,846
UFJ2行 (注)	100	3,286
三井住友	700	5,325
りそな5行	300	836
三井トラスト2行	10	372
合 計	1,210	6,973

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

	17年3月期 計画(対前期比)	17年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	42	645
もみじ	14	▲ 869
琉球	6	179
熊本ファミリー	30	117
新生	10	1,867
千葉興業	35	146
八千代	10	119
あおぞら	1	161
東日本	50	339
岐阜	52	140
親和	20	80
西日本シティ(注2)	10	▲ 339
和歌山	4	37

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績
	みずほ2行(注)	4,155	1,915	10,003	7,479	15,838	4,444	29,997	13,839	3,504
UFJ2行(注)	2,951	1,740	14,739	6,728	21,381	8,516	39,071	16,985	10,890	11,433
三井住友	3,616	4,483	12,027	9,244	12,469	4,519	28,112	18,246	11,413	13,063
りそな5行	2,024	969	7,915	3,987	8,577	3,976	18,517	8,933	13,479	682
三井トラスト2行	637	306	1,804	1,144	1,605	729	4,046	2,180	877	601
合 計	13,383	9,413	46,488	28,582	59,870	22,184	119,743	60,183	40,163	29,316

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績	16/3 実績	17/3 実績
	ほくほく2行(注2)	879	857	3,249	2,565	1,567	1,327	5,694	4,749	938
もみじ	207	218	878	1,170	504	599	1,590	1,988	178	306
琉球	375	264	313	217	398	374	1,087	856	85	86
熊本ファミリー	346	298	571	407	271	212	1,190	918	255	97
新生	111	31	689	421	173	65	973	518	(注1)▲167	(注1)▲164
千葉興業	235	184	615	368	440	262	1,291	815	130	141
八千代	203	155	883	895	146	245	1,232	1,296	67	109
あおぞら	178	54	590	841	119	89	887	984	(注1)65	▲278
東日本	254	129	301	275	430	350	987	755	86	40
岐阜	63	50	238	273	119	56	421	380	49	44
親和	510	352	1,083	985	604	637	2,197	1,974	528	404
西日本シティ(注2)	1,013	594	1,677	1,694	1,232	1,102	3,923	3,391	603	514
和歌山	119	146	144	174	151	65	415	386	40	35

(注1)一般貸倒引当金繰入、取崩額を含む。

(注2)分離子会社合算ベース。

資料10-6-2

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成17年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化計画
みずほ2行 (注2)	7,231	5,269	9,622	3,808	3,936	7,934	5,583	3,730	5,214
UFJ2行 (注2)	7,672	3,238	7,878	▲ 7,214	2,363	4,808	▲ 6,770	4,209	3,058
三井住友	9,405	4,742	9,500	▲ 717	3,598	6,100	▲ 1,368	2,987	3,500
りそな5行	3,652	1,790	2,920	3,172	1,659	1,960	3,863	1,741	1,840
三井トラスト 2行(注2)	1,919	796	1,834	1,523	633	1,236	940	595	1,134

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化計画
ほくほく2行(注2)	910	446	880	341	125	476	152	73	259
琉球	169	62	176	80	▲ 178	3	58	▲ 107	8
熊本ファミリー	155	68	143	50	28	70	49	24	39
新生	※550	※342	※621	467	329	620	681	392	680
千葉興業	160	72	131	38	40	80	44	49	74
八千代	129	76	137	49	41	98	45	33	59
あおぞら	497	294	550	437	260	380	869	452	420
東日本	142	70	137	104	57	83	59	33	47
岐阜	61	24	50	23	17	23	19	11	24
親和(注2)	285	183	226	▲ 178	70	39	▲ 205	41	15
西日本シティ(注2)	505	313	518	190	132	253	78	44	109

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画
みずほF	11.91	10.73	11.64	6.19	5.44	6.45	80,202	76,098	82,826	673,249	708,748	711,368
UFJH	10.39	11.67	9.59	5.32	6.47	5.38	45,131	49,736	44,230	434,059	425,968	461,082
三井住友F	9.94	11.00	10.70	5.38	5.93	5.98	60,201	69,442	67,140	605,526	631,279	627,000
りそなH	9.74	10.14	8.46	5.27	5.43	5.14	22,034	23,150	20,871	226,140	228,159	246,600
三井トラストH	10.34	11.01	10.81	6.82	7.56	7.57	9,640	10,154	10,576	93,205	92,186	97,800

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画
ほくほくF	8.33	8.78	8.12	5.95	6.19	6.34	4,397	4,530	4,293	52,724	51,563	52,863
琉球	10.96	10.05	10.80	10.06	9.22	9.98	984	868	980	8,979	8,639	9,069
熊本ファミリー	7.94	8.06	7.70	7.15	7.29	6.94	684	710	691	8,609	8,801	9,042
新生	11.78	12.16	12.00	7.00	7.47	7.40	7,789	8,420	8,961	66,110	69,207	74,630
千葉興業	9.38	9.61	9.70	8.07	8.46	8.62	1,147	1,177	1,178	12,223	12,251	12,142
八千代	8.97	9.32	9.39	7.99	8.38	8.45	975	1,003	1,022	10,871	10,756	10,878
あおぞら	18.70	20.92	16.08	18.31	20.61	15.64	6,172	6,605	6,706	33,003	31,566	41,700
東日本	8.85	9.06	9.12	7.89	8.13	8.17	974	1,005	1,013	11,008	11,092	11,098
岐阜	8.13	7.95	8.65	6.32	6.25	6.90	319	330	340	3,931	4,160	3,931
親和	5.33	6.64	7.01	3.35	4.05	3.73	815	980	1,031	15,279	14,762	14,698
西日本シティ	8.20	8.34	7.30	5.16	5.27	4.86	3,266	3,338	2,912	39,830	40,000	39,914

(注)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画
みずほF (注1、2)	37	38	30	22,827	23,208	23,161	222,647	110,257	231,100	286,667	144,389	291,400	708,662	343,529	701,900
UFJH (注1、2)	21	19	22	19,582	19,751	19,709	165,716	88,147	192,200	205,556	100,894	201,400	499,367	254,156	528,600
三井住友F (注1)	25	22	23	21,020	21,290	20,900	205,305	99,542	207,300	259,613	136,306	267,900	544,454	274,771	557,200
りそなH (注1)	68	56	68	14,700	14,447	14,870	112,885	51,558	123,800	147,153	72,019	153,900	324,719	154,551	352,000
三井トラストH (注1、2)	17	17	17	4,819	4,729	4,700	40,790	17,715	41,700	41,800	20,935	43,000	100,535	46,888	102,600

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,506	4,483	4,300	40,257	20,267	39,833	30,527	15,028	30,526	83,581	41,584	83,471
琉球	11	11	11	1,244	1,227	1,203	9,648	4,856	9,567	5,848	2,923	5,818	18,624	9,454	19,032
熊本ファミリー	11	10	11	1,147	1,137	1,137	8,423	4,207	9,128	4,563	2,278	4,595	15,094	7,628	15,964
新生	25	29	29	2,041	2,052	2,100	28,576	14,121	30,100	27,023	14,216	28,700	65,465	34,128	69,500
千葉興業	8	8	8	1,304	1,307	1,282	9,905	4,914	9,879	8,249	4,111	8,531	22,710	11,000	22,601
八千代	12	12	12	1,681	1,719	1,680	14,940	7,536	15,050	8,449	4,150	8,019	26,382	12,979	26,122
あおぞら	16	17	17	1,492	1,480	1,550	16,673	9,124	18,600	14,862	8,178	16,800	38,289	20,193	42,800
東日本	14	14	14	1,395	1,436	1,402	11,039	5,510	11,081	6,249	3,156	6,236	19,628	9,858	20,135
岐阜	7	7	7	607	610	594	3,745	1,925	3,930	3,032	1,494	3,283	8,287	4,172	8,824
九州親和H(注1、2)	15	13	14	2,125	2,152	2,070	17,338	7,023	15,306	8,333	4,064	8,418	31,172	13,691	29,278
西日本シティ(注2)	22	22	22	4,508	4,548	4,514	37,122	18,256	37,675	30,742	15,508	30,090	77,279	37,983	77,990

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬						17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画						
みずほF (注2、3)	605	330	690	605	330	690	52	15	15	471	479	498
UFJH (注2、3)	228	83	330	228	83	330	0	0	0	480	491	480
三井住友F (注2)	552	247	490	552	247	490	33	72	73	494	484	494
りそなH (注2)	1,009	464	1,100	1,009	464	1,100	3	0	-	427	437	446
三井トラストH (注2、3)	308	155	325	308	155	325	26	9	50	405	404	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画	17/3 実績	17/9 実績	18/3 健全化 計画
ほくほくF (注2、3)	219	116	242	215	114	239	400	400	400
琉球	94	46	94	93	46	93	364	363	367
熊本ファミリー	111	51	114	110	51	114	327	324	328
新生	1,791	617	2,010	1,791	617	2,010	487	490	499
千葉興業	69	36	73	69	36	73	386	392	386
八千代	174	86	176	166	84	168	403	392	394
あおぞら	231	128	300	231	128	300	469	443	490
東日本	197	95	197	197	95	197	386	384	390
岐阜	49	28	57	49	28	57	370	371	373
九州親和H (注2、3)	206	73	140	200	72	139	362	359	360
西日本シティ (注3)	318	150	311	318	150	311	403	394	409

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	17年9月期 増加実績	18年3月期 増加計画
みずほ2行 (注)	7,809	19,200
UFJ2行 (注)	11,173	9,228
三井住友	13,541	15,000
りそな5行	1,737	6,248
三井トラスト2行	298	5,003
合 計	34,558	54,679

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

	17年9月期 増加実績	18年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	988	1,521
琉球	▲ 256	11
熊本ファミリー	233	182
新生	4,543	6,524
千葉興業	74	396
八千代	213	480
あおぞら	▲ 552	1,726
東日本	12	165
岐阜	207	226
親和(注2)	▲ 552	▲ 26
西日本シティ(注2)	297	2,212

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	17年9月期 増加実績	18年3月期 増加計画
みずほ2行 (注)	540	100
UFJ2行 (注)	199	100
三井住友	2,043	500
りそな5行	1,755	300
三井トラスト2行	▲ 384	10
合 計	4,153	1,010

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

	17年9月期 増加実績	18年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	▲ 309	28
琉球	▲ 181	5
熊本ファミリー	46	40
新生	862	10
千葉興業	▲ 23	35
八千代	93	12
あおぞら	▲ 333	1
東日本	175	45
岐阜	61	54
親和(注2)	▲ 222	6
西日本シティ(注2)	61	10

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績
みずほ2行(注)	1,915	1,568	7,479	6,579	4,444	3,977	13,839	12,125	3,537	881
UFJ2行(注)	1,740	1,146	6,728	6,478	8,516	6,369	16,985	13,994	11,433	869
三井住友	4,483	3,017	9,244	7,238	4,519	3,805	18,246	14,060	13,063	1,540
りそな5行	969	698	3,987	3,636	3,976	3,588	8,933	7,923	682	408
三井トラスト2行	306	188	1,144	1,149	729	259	2,180	1,597	601	309
合 計	9,413	6,617	28,582	25,080	22,184	17,998	60,183	49,699	29,316	4,007

(注)分離子会社合算ベース。

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績	17/3 実績	17/9 実績
ほくほく2行(注2)	857	674	2,565	2,858	1,327	1,263	4,749	4,795	661	367
琉球	264	187	217	583	374	380	856	1,151	86	275
熊本ファミリー	298	311	407	355	212	159	918	826	97	41
新生	31	24	421	283	65	154	518	461	(注1) ▲ 164	(注1) ▲ 24
千葉興業	184	182	368	307	262	245	815	736	141	41
八千代	155	169	895	755	245	239	1,296	1,163	109	13
あおぞら	54	58	841	608	89	78	984	744	(注1) ▲ 278	(注1) ▲ 133
東日本	129	161	275	190	350	346	755	698	40	22
岐阜	50	47	273	260	56	51	380	358	44	6
親和(注2)	352	362	985	896	636	616	1,974	1,874	404	150
西日本シティ(注2)	594	635	1,694	1,376	1,102	1,031	3,391	3,042	514	177

(注1)一般貸倒引当金繰入、取崩額を含む。

(注2)分離子会社合算ベース。

平成17年7月22日
金 融 庁

株式会社三井住友フィナンシャルグループに対する行政処分について

1. 株式会社三井住友フィナンシャルグループについては、経営健全化計画に係る平成17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。

2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。
 - (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成17年8月26日（金）までに提出すること。
 - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成17年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

監督局総務課信用機構対応室

TEL 03-3506-6000

内線 3222

平成17年7月22日
金 融 庁

株式会社もみじホールディングスに対する行政処分について

1. 株式会社もみじホールディングスについては、経営健全化計画に係る平成17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。

2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。
 - (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成17年8月26日（金）までに提出すること。
 - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成17年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

監督局総務課信用機構対応室

T E L 03-3506-6000

内線 3222

平成17年7月22日
金 融 庁

株式会社九州親和ホールディングスに対する行政処分について

1. 株式会社九州親和ホールディングスについては、16年3月期において、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令（平成16年7月16日付金監第2127号）を受けたにも拘らず、経営健全化計画に係る平成17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られず、また、17年3月期において、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったことから、早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められ、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。
 - (1) 早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令（平成16年7月16日付金監第2127号）に基づき提出された業務改善計画を見直し、新たに、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成17年8月26日（金）までに提出すること。

（注）上記の業務改善計画の策定に当たっては、「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」（平成15年6月30日、金融庁）及び「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」（平成15年4月4日、金融庁）1.（2）に留意すること。
 - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
 - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成17年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

監督局総務課信用機構対応室

TEL 03-3506-6000

内線 3222

資料10-6-6

経営健全化計画の見直し(～21年3月期)

平成17年8月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)					経常利益					当期利益				
	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画
みずほ (11年3月)	7,231	9,622	9,359	10,894	11,541	3,808	7,934	7,643	8,846	9,493	5,583	5,214	4,594	5,362	5,724
三井トラスト(注2) (11年3月)	1,919	1,834	1,788	2,139	2,173	1,523	1,236	1,352	1,711	1,799	940	1,134	1,074	1,016	1,068
琉球 (11年9月)	169	176	136	140	146	80	3	78	111	117	58	8	52	72	76
新生 (12年3月)	550	621	766	834	905	467	620	730	734	755	681	680	730	734	755
千葉興業 (12年9月)	160	131	142	154	168	38	80	90	106	125	44	74	84	95	92
八千代 (12年9月)	129	137	143	159	169	49	98	100	110	118	45	59	67	73	77
あおぞら (12年10月)	497	550	590	660	740	437	380	415	450	490	869	420	430	460	500
東日本 (13年3月)	142	137	141	145	152	104	83	87	91	98	59	47	49	51	55
岐阜 (13年4月)	61	50	50	51	53	23	23	26	27	29	19	24	28	29	31
和歌山 (14年1月)	32	32	34	35	36	9	7	16	19	22	8	5	15	20	23

(注1) 業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2) 分離子会社合算ベース。

()内は資本注入時期。

自己資本比率の状況

(%)

	自己資本比率					Tier I 比率				
	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画
みずほ	11.91	11.64	11.76	11.91	12.40	6.19	6.45	6.73	7.12	7.70
三井トラスト	10.34	10.81	11.54	12.23	13.14	6.82	7.57	8.44	9.25	10.17
琉球	10.96	10.80	11.01	11.49	11.99	10.06	9.98	10.19	10.69	11.20
新生	11.78	12.00	12.41	13.04	13.59	7.00	7.40	8.29	9.24	10.08
千葉興業	9.38	9.70	10.05	10.44	10.83	8.07	8.62	9.18	9.77	10.25
八千代	8.97	9.39	9.85	10.36	10.91	7.99	8.45	8.94	9.49	10.08
あおぞら	18.70	16.08	15.78	15.54	15.37	18.31	15.64	15.33	15.08	14.90
東日本	8.85	9.12	9.40	9.69	10.02	7.89	8.17	8.45	8.74	9.07
岐阜	8.13	8.65	9.27	9.91	10.50	6.32	6.90	7.57	8.26	9.01
和歌山	6.88	6.95	7.52	8.28	9.15	6.09	6.17	6.74	7.50	8.37

(注1)みずほ、三井トラスト、新生、あおぞらは連結ベース。その他は単体ベース。

リストラの状況

		(億円)									(%)			
		資本 注入 直前期	人件費+物件費			人件費 ()内は従業員数(人)			物件費 (機械化関連費用を除く)			OHR		
			資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画	資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画	資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画	資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画
みずほ (注1)	日本興業	10/3期	1,535	7,086	6,978	743 (4,971)	2,226 (22,827)	2,465 (24,235)	650	2,866	2,617	39.56	51.90	39.20
	第一勧業	10/3期	3,662			1,699 (16,965)			1,498					
	富士	10/3期	3,496			1,585 (14,615)			1,348					
三井トラスト (注1・2)	中央信託	10/3期	583	1,005	996	290 (3,450)	407 (4,819)	419 (4,650)	250	418	405	46.53	35.89	32.80
	三井信託	10/3期	1,195			550 (5,603)			457					
琉球		11/3期	229	186	197	137 (1,687)	96 (1,244)	95 (1,173)	72	58	57	65.11	53.93	58.86
新生 (注3)		11/3期	758	654	904	328 (2,797)	285 (2,041)	352 (2,250)	353	270	427	44.21	55.60	50.98
千葉興業		12/3期	249	227	225	131 (1,660)	99 (1,304)	98 (1,250)	84	82	82	63.84	59.94	58.65
八千代		12/3期	247	263	257	159 (1,928)	149 (1,681)	150 (1,680)	73	84	79	69.66	68.24	61.77
あおぞら (注3)		12/3期	409	382	515	162 (1,766)	166 (1,492)	230 (1,700)	177	148	195	221.39	45.02	42.18
東日本		12/3期	220	196	195	134 (1,611)	110 (1,395)	110 (1,402)	70	62	61	70.03	59.22	57.52
岐阜		13/3期	116	82	88	60 (860)	37 (607)	40 (594)	34	30	30	78.65	58.87	63.98
和歌山		13/3期	70	54	55	44 (676)	30 (489)	30 (450)	19	16	17	90.52	63.73	61.30

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(注3)資本注入直前期の数値は、特別公的管理期間中(新生10年10月～12年3月、あおぞら10年12月～12年9月)のもの。

資料10-6-7

経営健全化計画の見直し(～21年3月期)

平成17年9月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)					経常利益					当期利益				
	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画
三井住友 (11年3月)	9,405	9,500	10,500	11,400	12,450	▲ 717	6,100	7,600	8,650	10,150	▲ 1,368	3,500	4,300	4,900	5,700
もみじ (11年9月)	352	189	219	244	253	47	118	169	188	196	14	95	124	116	121
親和 (注2) (14年3月)	285	226	233	241	244	▲ 178	39	55	93	126	▲ 205	15	20	57	97

(注1) 一般貸倒引当金繰入前の計数。

(注2) 分離子会社合算ベース。

()内は資本注入時期。

自己資本比率の状況

(%)

	自己資本比率					Tier I 比率				
	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画	17/3 実績	18/3 計画	19/3 計画	20/3 計画	21/3 計画
三井住友F	9.94	10.70	11.10	11.74	11.95	5.38	5.98	6.54	7.18	7.78
もみじ	6.36	11.21	11.61	11.99	12.44	3.62	7.12	7.67	8.18	8.71
親和	5.33	7.01	7.14	7.46	8.07	3.35	3.73	3.86	4.24	4.91

(注)三井住友は連結ベース。その他は単体ベース。

リストラの状況

		(億円)										(%)		
		資本注入 直前期	人件費+物件費			人件費 ()内は従業員数(人)			物件費 (機械化関連費用を除く)			OHR		
			資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画	資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画	資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画	資本注入 直前期	17/3 実績	21/3 計画
三井住友F (注1)	さくら	10/3期	4,000	5,444	5,786	1,956 (17,420)	2,053 (21,020)	2,143 (20,900)	1,767	2,596	2,823	59.55	38.24	33.06
		住友	10/3期			3,518			1,605 (15,111)			1,424		
もみじH (注1・2)		11/3期	285	344	268	155 (2,156)	174 (2,473)	138 (2,000)	98	126	87	66.00	50.93	53.06
九州親和H (注1・3)		13/3期	405	311	290	232 (2,939)	173 (2,125)	152 (1,900)	122	83	82	67.12	53.85	55.94

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)資本注入直前期は広島総合銀行単体。

(注3)資本注入直前期は九州・親和2行合算。21/3計画は分離子会社合算ベース。

平成 17 年 10 月 28 日
金 融 庁

公的資金（優先株式等）の処分の考え方について

公的資金による資本増強については、当初の資本増強以来 6 年以上が経過し、この間、資本増強を受けた金融機関（以下、「公的資本増強行」）において、健全性が向上し、また、民間からの資本調達も概ね可能になる等、経営健全化計画のフォローアップは引き続き求められるものの、総じて見れば所期の目的を達しつつある状況となってきた。

こうした公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、国の役割に関しても、公的資本増強行の経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、従来以上に、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金（優先株式等）の管理が求められるようになってきている。

以上の認識に立ち、今後の公的資金（優先株式等）の処分について、以下の通り考え方の整理を行った。

- （1）公的資本増強により取得した優先株式等の処分については、これまでも、公的資本増強行の申出により、優先株式の商品性や株価の状況等を踏まえ、資本増強額以上の額で、即ち、国に利益が得られる形で処分が行われてきている。また、公的資本増強行の財務や市場の状況等に応じ、当該行による剰余金をもってする返済（買入）のほか、第三者への売却や市場での売却など多様な手法が見られるようになってきている。

公的資本増強行においては、今後とも、より一層企業価値を向上させ、自らの資本政策を固めた上で、預金保険機構の定めるいわゆる「3原則」（①経営の健全性の維持、②国民負担の回避、③市場

への悪影響の回避)を満たす形での公的資金の返済等に、引き続き主体的に取り組んでいくことが望ましいと考えられる。

- (2) あわせて、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じた国の役割として、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえると、民間株主の投資行動に準じ、優先株式の商品性や株価の状況等に着目して、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とすることが適当と考えられる。このことは金融システム安定化のために用いられた公的負担の最小化にも資することとなる。

なお、公的資本増強により取得した優先株式等の処分は、従来と同様、市場実勢等を反映した公正な価値を拠り所として行われるべきである。

- (3) 以上を踏まえ、優先株式等の処分を所管する預金保険機構においては、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておくことが求められる。

このため、転換権などの優先株式の商品性を裏付けとした対応について、市場等における予測可能性の確保のためにも、預金保険機構において予め具体的な方針を明らかにしておくことが有意義である。

なお、預金保険機構において、今後の優先株式等の処分にあたり、従来と同様、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避に十分留意すべきことは当然である。また、処分を円滑に進めるためにも、引き続き公的資本増強行の資本政策等をできる限り尊重するとともに、具体的な対応の検討に際しては当該行と十分協議を行うことが必要である。

(参考)

◎既存の諸原則

○早期健全化法の目的

- ・不良債権処理の促進、(民間からの自己調達が困難な状況において) 公的資本増強による金融機能の早期健全化を図ることにより、金融システムの再構築と経済の活性化に資すること (第1条)

○早期健全化法の原則

- ・早期処分原則 (第10条第2項第6号)
- ・社会経済的費用の最小化の原則 (第3条第1項第4号)

○『資本増強のために引受等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について』(平成16年7月8日: 預金保険機構) に定める3つの判断基準(いわゆる「3原則」)

- ・銀行経営の健全性を損なわないこと
 - 返済等の後においても十分な自己資本比率を確保できるか
 - 経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題がないか
- ・国民負担を回避すること
 - 取得価格以上の適正な価格で返済等が可能か
- ・金融システムの安定性を損なわないこと
 - 当該返済等が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか

◎『転換権付優先株の転換権行使について(抄)』

(平成11年6月29日: 金融再生委員会)

経営健全化計画が的確に履行されている場合については、基本的には議決権の行使を目的とする転換権の行使は行わない。優先株式を処分する際の転換権の行使については、金融システムの安定化等、早期健全化法の趣旨や財産管理上の観点を踏まえ、具体的な処分方針について預金保険機構において検討を行う。

理事長談話

「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る
当面の対応について」

1. 金融庁は本日、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表した。
すなわち、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、『『納税者の利益』の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ』、「公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本」とするとの考えを示している。
当機構に対しても、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、「今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行うようにしておく」よう求めている。
2. 当機構としては、これを踏まえ、今般、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について（平成 16 年 7 月 8 日）」を改定し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示すため、別添「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表することとした。
3. すなわち、公的資本増強行の経営健全化が進み市場環境も好転し、総じて法の期待する早期処分の可能性が高まってきている局面変化を踏まえ、今後の処分に当たっては、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本とすることに変わりはないが、新たに、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏ま

え、金融機関とその処分について検討し、適切かつ柔軟な対応も行えるようにするものである。

その際、金融機関の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避に十分留意するのは従前の通りである。

具体的な対応に当たっては、金融機関の資本政策を尊重する観点から、事前に金融機関の意向を確認し、適切な手続に基づき十分協議を行うものとする。

問合せ先

預金保険機構 金融再生部

(仕館・丸野)

電話 03-3212-6020

平成 17 年 10 月 28 日
預 金 保 険 機 構

資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分
に係る当面の対応について

資本増強のために整理回収機構等が引受け等を行った優先株式や劣後特約付社債等（以下、「優先株式等」という。）の処分（処分を前提とした転換権の行使を含む）について、当面、以下により対応するものとする。

1. 基本的な考え方

当初の資本増強以来、金融機関の健全性が着実に向上し、また、民間からの資本調達も概ね可能となる等、公的資本増強行を巡る局面が変化してきているなか、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金（優先株式等）の管理が求められるようになってきている。

このような状況において、預金保険機構では、今後とも資本増強を受けた金融機関からの申出による処分を基本とし、あわせて、経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、優先株式等の商品性や株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行うこととする。

2. 資本増強を受けた金融機関より第三者への処分（市場での売却を含む）の申出があった場合

（1）考え方

優先株式等の第三者への処分の場合には、原則として自己資本比率の低下を招かないこと等に鑑み、以下の判断基準からみて特段の問題がなければ、金融機関からの申出に応じ処分を行うこととする。

なお、優先株式等の第三者への処分の方法は、公正であることが求められる。また、処分にあたっては、優先株式等により資本増強が行われた趣旨に鑑み、これを発行した金融機関の経営の独立性に十分配慮する。

また、市場での売却を行う場合には、株式市場の動向・消化能力等を十分見極めつつ対応することとする。

(2) 判断基準

①国民負担を回避すること

取得価格以上の適正な価格で処分可能か。

②金融システムの安定性を損なわないこと

当該処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものでないか。

③金融機関の経営の健全性を損なわないこと

経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題はないか。

3. 資本増強を受けた金融機関より公的資金の返済等の申出があった場合

(1) 考え方

十分な自己資本比率の確保が可能か等以下の判断基準からみて特段の問題がなければ、処分を行うこととする。

(2) 判断基準

①金融機関の経営の健全性を損なわないこと

イ. 処分の後においても当該金融機関が十分な自己資本比率を確保できるか。

ロ. 経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題がないか。

②国民負担を回避すること

取得価格以上の適正な価格で処分が可能か。

③金融システムの安定性を損なわないこと

当該処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものでないか。

4. 商品性や株価の状況等から見て処分を行うことが極めて有利な状況にある場合

(1) 考え方

商品性や株価の状況等から見て、その時点で処分を行うことが極めて有利である場合で、資本増強を受けた金融機関との協議を経てもなお申出が見込まれないときには、金融機関の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、公的資金から生じる利益を確実に回収することが適切であることに鑑み、以下の判断基準からみて適当と判断される場合には、特段の問題がなければ、処分を行うこととする。

なお、処分の検討にあたっては、金融機関の資本政策を尊重する観点から、事前に金融機関の申出の意向を確認し、十分協議を行うものとする。

(2) 判断基準

- ①優先株式等の商品性や株価の状況等から見て、適正な価格による処分により確実に利益が見込まれ、かつ、その時点で処分を行うことが極めて有利な状況にあること

(注) 優先株式については、普通株式の株価が転換価格の150%程度以上で概ね30連続取引日推移していれば、処分により確実に利益が見込まれる状況にあると判断することとする。

- ②金融システムの安定性を損なわないこと

当該処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものでないこと。

- ③金融機関の経営の健全性を損なわないこと

経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題がないこと。

なお、転換や売却の時期、規模等については、転換価格の修正時期等を考慮しつつ、市場への悪影響を回避するために、株式市場の動向・消化能力等を十分見極めつつ対応することとする。

また、優先株式等の処分の方法は、公正であることが求められる。更に、転換^(注)や売却にあたっては、優先株式等により資本増強が行われた趣旨に鑑み、これを発行した金融機関の経営の独立性に十分配慮する。

(注) 転換は、財産管理上の観点から行うものである。

新アクションプログラム(平成17~18年度)の経緯等

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)

平成15~16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リレバンのあり方に関するWG)

《評価できる点》

- ・ 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
- ・ 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
- ・ 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
⇒ 「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

《不十分な点》

- ・ 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- ・ 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- ・ 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- ・ 利用者に対する情報開示が不十分 等

《新たなアクションプログラムに期待すること》

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け 等

新アクションプログラム(平成17~18年度)

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

《2. 経営力の強化》

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

《3. 地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

新アクションプログラム(平成17~18年度)の概要

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る
⇒各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

【Ⅰ. 基本的考え方】

1. 地域密着型金融の継続的な推進 2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進(※) 3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進 4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

※ 地域密着型金融の本質: 金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

【Ⅱ. 具体的な取組み】

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

- 融資審査態勢の強化等
- 産学官の更なる連携強化。「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
- 適切な再建計画を伴うDES(債務の株式化)、DDS(債務の資本的劣後ローン化)等の積極的活用
- 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
- 外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給(DIPファイナンス)
- 再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス(再生計画終了に当たっての融資)の拡充
- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- 人材プールの設置

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

- ① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進
 - 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化
 - 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充(貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項等の活用等)
- ② 中小企業の資金調達手法の多様化等
 - 事業価値に着目した融資手法(知的財産権担保融資、ノンリコースローン等)への取組み
 - ローン担保証券(CLO)等の証券化等に関する積極的な取組み
 - 協同組織中央機関における貸出債権の流動化等に向けた取組み

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- 「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- 「地域金融円滑化会議」の開催・活用

(6) 人材の育成

- 「目利き」能力、経営支援能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み

《2. 経営力の強化》

(1) リスク管理態勢の充実

- バーゼルⅡの導入に備えたリスク管理の高度化等
- 適切な自己査定及び償却・引当の確保
- 市場リスク管理態勢の検証

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等

(3) ガバナンスの強化

- 協同組織中央機関におけるガバナンスの向上
- 取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

- 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等
- 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

(5) ITの戦略的活用

- ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用

(6) 協同組織中央機関の機能強化

- 資本増強制度の積極的活用、人的支援等
- 個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用への取組み

(7) 検査、監督体制

- 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督
- 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の周知徹底等

《3. 地域の利用者の利便性向上》

(1) 地域貢献等に関する情報開示

(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備

(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等

(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

【Ⅲ. 推進体制】

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定・公表 2. 実績の取りまとめ・公表 3. 財務局の機能の活用(特色ある取組み等に関するシンポジウムの開催等) 4. 「集中改善期間」の総括

新アクションプログラムの進捗状況（17年度）の概要

I 地域金融機関（地域銀行、信金、信組、計576金融機関）から公表された平成17年度の実績のまとめ

1. 創業・新事業支援のための融資や、企業育成ファンドへの出資が着実に増加

	＜ 15年度 ＞	＜ 16年度 ＞	＜ 17年度 ＞
・ 創業等支援融資商品による融資	1.9千件 179億円 ⇒	2.8千件 250億円 ⇒	5.4千件 603億円
・ 企業育成ファンドへの出資	94億円 ⇒	153億円 ⇒	241億円

2. 経営改善支援により、支援を行った債務者（正常先を除く）は、前回のアクションプログラムの1年目を上回る業況改善。また、経営情報やビジネスマッチング情報を提供する取組みも積極的に行われており、着実に進捗

	＜15年度（旧APの1年目）＞	＜17年度（新APの1年目）＞
・ 経営改善支援取組み先のランクアップ先数	8,797先	⇒ 9,819先
・ 経営改善支援取組み先のランクアップ率	16.0%	⇒ 16.5%

	＜ 15年度 ＞	＜ 16年度 ＞	＜ 17年度 ＞
・ ビジネスマッチングの成約案件	6.2千件 ⇒	10.4千件 ⇒	15.9千件

3. 事業再生について、中小企業再生支援協議会等の活用が着実に増加

	＜ 15年度 ＞	＜ 16年度 ＞	＜ 17年度 ＞
・ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件 2,305億円 ⇒	302件 3,422億円 ⇒	380件 3,572億円
・ DDS（デット・デット・スワップ）	7件 56億円 ⇒	57件 281億円 ⇒	64件 257億円

4. 担保・保証に過度に依存しない融資を積極的に推進。その中で、動産・債権譲渡担保融資、財務制限条項を活用した融資が幅広く普及

	＜ 15年度 ＞	＜ 16年度 ＞	＜ 17年度 ＞
・ 動産・債権譲渡担保融資	10.0千件 1,102億円 ⇒	19.0千件 1,737億円 ⇒	23.5千件 1,998億円
・ 財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円 ⇒	3.6千件 954億円 ⇒	5.4千件 2,031億円

◀ 参考：地域金融機関が自主的に設定した数値目標の進捗状況 ▶

地域金融機関が自主的に設定した数値目標のうち、進捗状況（実績）を公表している数値目標に関する達成度の自らの評価

○「目標を概ね上回り順調」約51%

○「目標に対し概ね順調」約24%

○「引き続き努力」約24%

II 地域金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

1. 地域金融機関における見方

総じて、自らの取組みは順調に進捗しているとの積極的評価が多いが、事業再生のスピードアップや、法令等遵守態勢の強化、利用者への情報提供等を課題にあげる金融機関がある

2. 利用者における見方（取組み全体に対する評価）

利用者アンケートの結果によると、地域密着型金融の機能強化の取組み全体に対する評価は、積極的評価が増加して5割を超える一方、消極的評価は減少

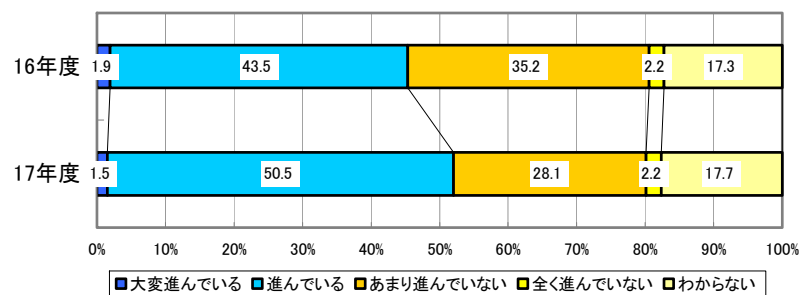
（積極的評価）

- ・ 資金の借入れだけでなく、相談業務等のサポート面が充実
- ・ 新たな企業再生手法への取組みが積極的に行われている
- ・ 貸し渋り・貸し剥がしなどの苦情も聞かなくなった

（消極的評価）

- ・ 金融機関の健全性確保に重点が置かれている
- ・ 取組み姿勢は窺えるが具体的な成果は見えず、もっとPRすべき

○ 地域密着型金融の機能強化の取組み全体に対する評価



3. 利用者における見方（各施策に対する評価）

（1）事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

「創業・新事業支援機能等の強化」、「経営相談・支援機能の強化」、「事業再生への取組み」、「担保・保証に過度に依存しない融資等」、「顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化」のいずれの項目も積極的評価が増加

ただし、「事業再生への取組み」、「担保・保証に過度に依存しない融資等」に関しては、不十分であるとの意見も多い

〔利用者アンケート結果〕

調査項目	創業・新事業支援機能等の強化	経営相談・支援機能の強化	事業再生への取組み	担保・保証に過度に依存しない融資等	顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	人材の育成
積極的評価	40.9 (32.8)	48.0 (40.7)	25.9 (19.4)	37.8 (33.3)	46.8 (44.3)	34.3
消極的評価	36.8 (37.6)	33.1 (36.8)	39.4 (33.1)	45.4 (47.5)	28.6 (30.8)	33.3

（単位：％、カッコ内は前年調査の結果、積極的評価と消極的評価の合計と100％の差は「分からない」との回答。以下同じ。）

（2）地域の利用者の利便性向上への取組み

「地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立」に関しては、なお、積極的評価は多いもののその割合は減少、「地域貢献等に関する情報開示」等については消極的評価が多いなど、地域との関係においては今後改善の余地

調査項目	地域貢献等に関する情報開示	地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	地域再生推進のための各種施策との連携等	地域貢献（金融活動を通じた地域経済への貢献等）の状況
積極的評価	37.9 (46.1)	48.7 (57.7)	24.3	34.7 (43.7)
消極的評価	39.1 (33.3)	40.9 (29.3)	40.8	42.8 (41.9)

III まとめ

以上の17年度の実績や利用者アンケートの結果を踏まえると、新アクションプログラムはそれなりの実績を上げてきているが、今後、その2年目に向けて、地域密着型金融の機能強化を図っていくためには、事業再生や担保・保証に過度に依存しない融資の一層の推進をはじめ、各種施策に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であり、とりわけ分かりやすい形での情報発信等を通じて地域の利用者の理解を高めしていく努力が求められる

これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）

（ ●=金融（監督）庁としての対応 □=金融再生委員会としての対応
☆=その他政府全体としての対応等 ）

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定
（信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など）
- 10. 9. 11… 金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について発表
- 10. 10. 1… 金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- ☆10. 10. 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10. 10. 16… 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立
（公的資金による資本増強、10月23日施行）
- 10. 10. 22… 都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27… 主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- ☆10. 11. 16… 緊急経済対策閣議決定
（金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など）
- 10. 12. 1… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7… 地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表

- 10. 12. 22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28… 総理→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14… 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28… 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11… 経済新生対策閣議決定
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加)
- 11. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- ● 11. 12. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請
- ● 11. 12. 16… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請

- ● 1 2. 3. 中旬… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請

- ☆ 1 2. 5. 2 4… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）

- 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（12年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表

- ☆ 1 2. 1 0. 1 9… 日本新生のための新発展政策閣議決定
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）

- ● 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- 1 2. 1 2. 4… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 1 3. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- ☆ 1 3. 3. 3 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了

- 1 3. 9. 2 8… 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請

- 1 3. 1 0. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出

- ☆ 1 3. 1 0. 2 6… 「改革先行プログラム」閣議決定
（民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等）

- 13. 12. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 14. 2. 27… 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 3. 27… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 6. 28… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表
- 14. 10. 18… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 14. 10. 25… 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始（財務局等においては14. 11. 1より受付開始）
- ☆ 14. 10. 30… 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 14. 10. 30… 「金融再生プログラム」を公表
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆ 14. 11. 11… 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階から一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14. 12. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 12. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 1. 31… みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆ 15. 2. 10… 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15. 2. 24… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 3. 28… 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15. 4. 21… 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15. 5. 27… 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29… 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15. 10. 7… 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15. 12. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15. 12. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16. 2. 26… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 6. 18… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆ 16. 11. 25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16. 12. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 12. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 12. 24… 「金融改革プログラム」を公表
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17. 2. 28… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 2. 28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17. 3. 29… 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17. 12. 13… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 12. 13… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 2. 27… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 2. 27… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

金融機関の貸出動向

(特殊要因調整前)

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.9	H17.10	H17.11	H17.12	H18.1	H18.2	H18.3	H18.4	H18.5	H18.6
銀行計	476	462	459	443	437	417	400	397	387	385	380	381	380	384	384	383	386	385	382	383
対前年同月比	-5.9	-4.0	-3.6	-4.2	-4.7	-4.6	-5.0	-4.8	-3.2	-3.0	-1.9	-0.7	-0.6	-0.3	-0.0	0.2	0.2	1.2	1.2	1.8
都銀等	291	281	279	267	260	242	227	223	216	211	206	207	206	208	207	207	209	208	205	206
対前年同月比	-7.4	-5.3	-4.4	-5.1	-6.6	-7.1	-8.1	-7.7	-4.8	-5.2	-4.4	-2.7	-2.5	-2.3	-1.7	-1.3	-1.4	0.1	-0.1	0.7
地方銀行	135	133	134	132	133	133	132	133	130	135	134	134	134	136	137	136	137	137	136	137
対前年同月比	-2.8	-0.1	-0.3	-1.2	-0.8	-0.0	0.6	-0.3	-1.1	1.4	2.8	1.7	1.6	2.0	2.1	2.0	2.1	2.5	2.7	3.2
第二地銀	50	47	46	44	44	43	41	42	41	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
対前年同月比	-5.3	-6.9	-8.5	-7.3	-4.4	-3.0	-4.6	-2.7	-0.6	-5.1	-3.0	1.8	1.9	2.2	2.0	2.1	2.3	2.6	2.9	3.1

(特殊要因調整後)

※特殊要因((1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因)を調整した計数

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.9	H17.10	H17.11	H17.12	H18.1	H18.2	H18.3	H18.4	H18.5	H18.6
銀行計	495	472	467	452	447	427	413	410	395	394	389	387	385	390	389	388	391	388	385	386
対前年同月比	-2.2	-1.9	-1.8	-2.1	-2.6	-2.3	-1.9	-1.7	-1.2	-0.9	0.4	0.9	0.9	1.1	1.3	1.5	1.4	2.0	2.0	2.6
都銀等	307	289	284	273	267	250	238	233	221	217	213	211	209	211	210	210	211	209	207	207
対前年同月比	-2.4	-2.6	-2.6	-3.1	-4.2	-3.9	-3.7	-3.5	-2.6	-2.5	-1.4	-0.8	-0.8	-0.6	-0.3	-0.0	-0.2	0.7	0.5	1.3
地方銀行	136	135	136	133	134	134	133	135	132	136	136	136	136	138	138	138	139	138	138	138
対前年同月比	-1.5	1.1	0.9	-0.2	-0.1	0.5	1.5	1.3	0.4	2.7	4.2	3.0	2.9	3.2	3.3	3.2	3.3	3.7	3.9	4.2
第二地銀	52	48	48	47	46	43	42	42	42	40	40	40	40	41	41	41	41	41	41	41
対前年同月比	-2.8	-5.6	-4.8	-1.3	-0.8	-1.5	-2.6	-0.7	1.2	-3.5	-1.6	3.2	3.2	3.6	3.3	3.5	3.5	3.6	3.9	4.1

(注1)都銀等の計数は、都銀、信託銀(信託子会社・外銀信託除く)、あおぞら銀行、埼玉りそな銀行、新生銀行の合計。

(注2)2004年10月に行われた西日本銀行と福岡シティ銀行の合併に伴い、2004年10月以降の地銀および第二地銀の計数は、9月以前とは連続しない。

(注3)(特殊要因調整後)の計数は、以下の各特殊要因を調整した貸出平残と各特殊要因を控除したベースの貸出残高の対前年同月比

(1)貸出債権流動化要因:貸出債権流動化残高前年差

(2)為替変動要因:外貨インパ貸平残(外貨建)を円・ドル為替相場の前年差で調整

(3)貸出債権償却要因:過去1年分の貸出金償却額、個別貸倒引当金目的取崩額、CCPC(2004年3月26日付で解散)への債権売却にかかる2次ロス、貸出債権売却損、その他債権放棄額、等の累計

出典:日本銀行「貸出・資金吸収動向」

資料10-8-3

日銀短観の資金繰り判断D. I. の推移

	新ベース(03/12~)																										
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/03	06/06
全規模	▲3	▲6	▲15	▲20	▲12	▲9	▲4	▲5	▲6	▲10	▲10	▲9	▲9	▲6	▲6	▲4	▲4	▲1	2	3	3	3	6	6	6	7	8
大企業	14	9	1	▲6	7	9	16	13	12	8	8	8	7	11	12	13	12	15	18	20	18	20	22	20	21	22	22
中堅企業	0	▲3	▲11	▲17	▲12	▲8	▲4	▲4	▲3	▲8	▲7	▲8	▲8	▲6	▲4	▲3	▲2	1	5	5	6	6	9	8	9	9	9
中小企業	▲9	▲12	▲22	▲25	▲18	▲16	▲11	▲11	▲13	▲17	▲17	▲16	▲15	▲13	▲12	▲10	▲13	▲11	▲8	▲6	▲5	▲5	▲4	▲3	▲2	▲1	0

(注1)D.I.=「楽である」と回答した社数構成比-「苦しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の貸出態度判断D. I. の推移

	新ベース(03/12~)																										
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/03	06/06
全規模	14	4	▲17	▲21	▲10	▲3	2	3	3	0	▲4	▲7	▲6	▲4	▲3	0	0	3	7	8	10	11	13	15	15	16	16
大企業	28	13	▲18	▲22	▲1	10	16	17	17	14	6	3	5	6	8	11	9	12	16	17	19	22	23	24	25	27	25
中堅企業	18	8	▲14	▲21	▲11	▲3	3	4	5	0	▲3	▲7	▲7	▲4	▲2	0	▲2	2	7	8	10	11	15	15	16	16	16
中小企業	9	▲1	▲19	▲22	▲12	▲7	▲3	▲3	▲2	▲6	▲9	▲10	▲9	▲8	▲5	▲4	▲4	▲2	2	3	5	7	8	9	11	12	11

(注1)D.I.=「緩い」と回答した社数構成比-「厳しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の業況判断D. I. の推移

	新ベース(03/12~)																										
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/03	06/06
全規模	▲14	▲22	▲42	▲49	▲37	▲26	▲18	▲14	▲27	▲40	▲32	▲28	▲26	▲26	▲21	▲15	▲11	▲5	0	2	1	▲2	1	2	5	5	6
大企業	▲4	▲13	▲34	▲47	▲33	▲18	▲4	2	▲14	▲31	▲17	▲11	▲12	▲9	▲6	1	4	9	16	19	16	13	16	17	19	20	20
中堅企業	▲15	▲22	▲42	▲48	▲35	▲24	▲14	▲11	▲24	▲37	▲27	▲24	▲24	▲24	▲20	▲14	▲8	▲2	3	5	2	0	4	2	5	7	8
中小企業	▲16	▲24	▲44	▲50	▲39	▲30	▲24	▲20	▲33	▲44	▲39	▲35	▲33	▲32	▲28	▲22	▲19	▲13	▲10	▲9	▲7	▲9	▲7	▲6	▲2	▲3	▲2

(注1)D.I.=「良い」と回答した社数構成比-「悪い」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

担保・保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組

主要4行のすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品
を設け、各商品での貸出を拡大。

銀行名	商品名	開始時期	平成15年度貸出実行額	平成16年度貸出実行額	平成17年度貸出実行額
みずほ	パートナー・シリーズ	平成14年2月	3,700億円程度	6,000億円程度	7,000億円程度
東京三菱	融活力ほか (注)	平成15年5月	2,500億円程度	3,900億円程度	9,400億円程度
UFJ	ビジネスローン (注)	平成15年5月	1,700億円程度	5,700億円程度	
三井住友	ビジネスセレクトローン	平成14年3月	7,300億円程度	1兆4,500億円程度	1兆6,000億円程度
合 計			1兆5,200億円程度	3兆 100億円程度	3兆2,400億円程度

(担保・保証を提供している先に対する貸出を一部含む。)

(注)平成18年1月1日 東京三菱銀行とUFJ銀行は合併し、「三菱東京UFJ銀行」に。

2. 地域金融機関の取組

担保・保証に過度に依存しない融資を積極的に推進。その中で、動産・債権譲渡担保融資、財務
制限条項を活用した融資が幅広く普及

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >
・動産・債権譲渡担保融資	10.0千件 1,102億円	⇒ 19.0千件 1,737億円	⇒ 23.5千件 1,998億円
・財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円	⇒ 3.6千件 954億円	⇒ 5.4千件 2,031億円

偽造カード等による被害と盗難カード等による被害について（イメージ図）

【1】偽造カード等による被害について

		預貯金者の過失の有無〈金融機関が立証〉	
		重過失	過失(重過失以外)・無過失 (金融機関が立証) (立証不能の場合)
金融機関の過失の有無 (自らの無過失を立証)	なし	預貯金者が負担	金融機関が負担 (原則)
	(立証不能の場合) あり		金融機関が負担

【2】盗難カード等による被害について

		預貯金者の過失の有無〈金融機関が立証〉	
		重過失	過失(重過失以外) (金融機関が立証) (立証不能の場合)
金融機関の過失の有無 (自らの無過失を立証)	なし	預貯金者が負担	金融機関が負担 (原則)
	(立証不能の場合) あり		金融機関が負担

《限定①：盗難されたことについての預貯金者の届出・説明義務》

- (1)カード等が盗取された旨の金融機関への通知
 - (2)盗取に関する状況についての説明
 - (3)捜査機関に対する届出の事実の申出
- ↑
- ※ 盗難カード等の不正使用でないことの反証（金融機関）

《限定②：補てん対象の限定》

特段の事情がある場合を除き、上記(1)の通知の日前30日の間に行われた払戻しの金額に限る。

《限定③：補てんの除外事由》

- 次のいずれかに該当する場合は補てんを要しないこととする。
- (i) 払戻しが家族、同居人、家事使用人により行われたこと。
 - (ii) 上記(2)の説明において、重要な事項につき偽りの説明をしたこと。
 - (iii) 盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随してなされたこと。

注：金融機関の過失 あり→なし についても金融機関に立証責任がある

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律概要

一 立法の背景

近年、偽造又は盗難されたキャッシュカードを用いて行われる不正な預貯金の払戻し等が急増しており、昨年の被害総額は21億円余にも上っている。そして、これらの払戻し等による損失はほとんどの場合において預貯金者の負担となっている。このことは預貯金者に多大な経済的負担を強いるだけでなく国民に大きな不安を抱かせるところとなっており、早急な対策が求められている。

二 目的

偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例等について定めるとともに、これらの機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、預貯金者の保護を図るとともに、あわせて預貯金に対する信頼を確保すること。

三 対象

預貯金取扱機関が発行する個人用キャッシュカード

四 偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等

預貯金者に故意又は重過失がある場合を除き無効（立証責任は金融機関）

五 盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等

預貯金者が、①速やかに金融機関に通知、②遅滞なく金融機関への十分な説明、③捜査機関への届出の3要件を充たしたとき

- 1 **原則** 機械式預貯金払戻し等の金額（金融機関への通知前30日以内の払戻し等に限る。）を金融機関が補てん
- 2 **預貯金者に過失** 当該機械式預貯金払戻し等の金額の4分の3の額を金融機関が補てん（立証責任は金融機関）
- 3 **預貯金者に故意又は重過失** 補てんなし（立証責任は金融機関）

六 強行規定

四及び五に反する特約で預貯金者に不利なものは無効

七 未然防止措置等

- 1 **金融機関** 機械式預貯金払戻し等に係るシステムの安全性の確保、容易に推測される暗証番号が使用されないような措置の実施その他の未然防止措置を講じる義務等
- 2 **国等** 金融機関の講ずる防止措置を把握し、金融機関が適切な措置を講ずるよう必要な措置を講じる義務等
- 3 **預貯金者** カード、暗証番号等の適切管理に関する努力義務及び金融機関による情報提供等の協力の求めに対し誠実に協力する義務

八 その他

- 1 **施行期日** 平成18年2月10日（公布の日から起算して6月を経過した日）
- 2 **施行前の損害** この法律の趣旨に照らし、最大限の配慮
- 3 **検討** 2年を目途とした検討条項

【インターネットバンキング】

フェーズ		リスク			
		項目		本検討会で検討した主なリスクの例	
I	金融機関内のシステム・体制の構築	1	事務委託業者・システム構築業者等による口座情報・暗証番号等の流出	①	ID・パスワード等が適切に管理されない
II	インターネット・バンキング利用時	1	スパイウェアによりIDと認証情報が漏洩する	①	電子メールの添付ファイルやCD-ROMに含まれていたスパイウェアに感染する
				②	顧客が最新式のアンチ・ウイルス・ソフトを用いていないため、スパイウェアに感染する
		2	フィッシングサイトにおいてIDと認証情報が詐取される	①	金融機関の名を騙ったフィッシングメールにより、フィッシングサイトにアクセスするよう誘導される
		3	IDと認証媒体が盗難にあう	①	ID・パスワードが保存された顧客のパソコンが盗難にあう
				②	キーロガーが仕掛けられたインターネットカフェのパソコンで、ID／認証情報が盗取される
③	乱数表やID・パスワードが記載されたカードを一箇所に保管していたところ、両方とも盗難にあう				
4	パスワードの再交付過程で漏洩する	①	類推可能なリマインダ登録により、パスワードが盗取される		
III	被害発生時	1	異常取引を検知しにくい	①	通知先のメールアドレスが勝手に変更され、異常取引に気付くのが遅れる
		2	公表・周知が遅れる	①	事案の公表、顧客への周知等に関する態勢が不十分
		3	手口に係る証拠の確保ができず、原因が究明できない	①	個別のスパイウェアの型が確保できないため、ベンダーがアンチウイルスソフトなどの改良に手間取る

【インターネットバンキング】

フェーズ		リスク			
		項目	本検討会で検討した主なリスクの例		
IV	事後対応	1	金融機関間での適時の情報共有ができず、被害が他金融機関にも拡大する	①	被害状況・手口等に関する情報の共有が遅れる
		2	被害の偽装	①	スパイウェア等の被害にあったと偽装される
V	業務の正常な継続	1	ボットネット ^(注3) 等の外部からのシステム攻撃	①	ボットネットにとりこまれたパソコンから金融機関のサーバーが一斉に攻撃を受ける
		2	障害発生時	①	顧客をATMシステムなどの代替システムに円滑に誘導できない
		3	取引が集中した場合	①	処理能力を超えた取引要求により、長時間のシステム障害を起す

(注1) 上記リスクは、本検討会において検討したリスクの一例であり、検討の全てではない。

(注2) 上記リスクは、国内及び外国において既発生の手口、可能性が指摘されているリスクをもとに列挙したものであるが、将来にわたる全てのリスクを網羅するものでない一方、列挙した全てが顕在化すると限らず、国内の現状においては現実的でないリスクも含まれている。各金融機関は顧客や業務の特性に応じてリスクを選別し、対策を講じる必要がある。

(注3) PCがある種のウィルスに感染することにより、悪意の第三者が遠隔から各PCに対して命令を発し、不正活動を行わせることが可能になる。そのようなウィルスに感染した多数のPCのネットワークを「ボットネット」という。

【ATMシステム】

フェーズ		リスク			
		項目	本検討会で検討した主なリスクの例		
I	金融機関内のシステム・体制の構築	1	情報セキュリティ問題が重要な問題と位置付けられていない ATMシステムのセキュリティ対策の理解・認識が不十分	①	ATM周辺のパンフレットを入れる箱などに盗撮カメラ等を設置される
				②	防犯カメラを設置するなどの対応を取らないため、犯行の標的とされる
		2	金融機関内に保管されている口座情報・暗証番号等が流出	①	内部者が口座情報等を故意に流出させる
				②	内部者が口座情報等を流出させ、紛失又は窃取される
				③	犯人が利用者を装い、暗証番号を失念したとして金融機関から聴取する
		3	事務委託業者・システム構築業者等による口座情報・暗証番号等の流出	①	事務委託業者等が口座情報等を故意に流出させる
				②	事務委託業者等が、顧客情報を保存したパソコンでファイル交換ソフトを使用し、暴露ウイルスにより情報が流出する
				③	事務委託業者等のサーバーに不正アプリケーションが侵入し、顧客情報が外部のサーバーに転送される
		II	口座開設キャッシュカードの交付	1	類推されやすい暗証番号を顧客が選択
2	キャッシュカードが正当な顧客に交付されない			①	内部者が顧客に無断で違法にキャッシュカードを作成する
				②	キャッシュカード送付の際、送付物が窃取される
III	カード利用時	1	口座番号の漏洩	①	ATMコーナーに設置されたゴミ箱から口座番号が記載された利用明細票が窃取される
				②	キャッシュカード挿入口に隠しカメラが設置され、盗撮される

【ATMシステム】

フェーズ		リスク		
		項目	本検討会で検討した主なリスクの例	
Ⅲ	カード利用時	1	口座番号の漏洩	③ スキミングによりカード情報が詐取される
			④ 通信回線を通る伝送データが窃取される	
			⑤ 保守員によりATM内部にデータを不正に蓄積する機器が組み込まれる	
			⑥ ICカードから情報が漏洩する(海外にてICキャッシュカード内のデータが解析されたとの事例を踏まえ)	
		2	暗証番号の漏洩	① 暗証番号が類推される
				② ATM画面を撮影する隠しカメラが設置され、盗撮される
				③ 暗証番号入力時のATM画面をのぞき見される
				④ ATMサービスの暗証番号を金融以外のサービスで用い、その結果、暗証番号が流出する
				⑤ 金融関係団体等を名乗る者が、顧客から暗証番号を聞き出す
		3	生体情報の漏洩	① 偽の生体物が作成される
		4	カードの盗難	① 休眠口座のキャッシュカードが窃取される
				② 金融関係団体等を名乗る者により、キャッシュカードを詐取される
③ キャッシュカード発行時に旧キャッシュカードが適切に廃棄されず詐取される				

【ATMシステム】

フェーズ		リスク		
		項目	本検討会で検討した主なリスクの例	
IV	被害発生時	1	異常取引の検知	① 異常取引検知の機能が事実上、機能していない
		2	顧客からの申出の適時・適切な受付・対応	① 受付窓口が顧客にわかりにくい
				② 受付・対応窓口の営業時間が限定的である
		3	被害にあう可能性のある顧客を特定できない 被害にあう可能性のある顧客に対し、速やかに連絡・周知することができない	① 異常取引を検知したものの、顧客と連絡が取れず、被害の有無等の確認が遅れる
				② 被害事案等の公表、顧客への周知等に関する態勢が不十分
		4	限度額が過大のため、顧客の申出前に多額の被害が発生	① ATMの取引限度額が適切に設定されていない
5	防犯ビデオが十分に機能しない	① ビデオの画質や設置位置が正しく調整されていない		
V	事後対応	1	金融機関間での適時の情報共有ができず、被害が他金融機関にも拡大する	① 被害状況・手口等に関する情報の共有が遅れる
		2	被害の偽装	① 被害の偽装を判別できない

(注1) 上記リスクは、本検討会において検討したリスクの一例であり、検討の全てではない。

(注2) 上記リスクは、国内及び外国において既発生の手口、可能性が指摘されているリスクをもとに列挙したものであるが、将来にわたる全てのリスクを網羅するものでない一方、列挙した全てが顕在化すると限らず、国内の現状においては現実的でないリスクも含まれている。各金融機関は顧客や業務の特性に応じてリスクを選別し、対策を講じることが必要である。

平成 18 年 7 月 13 日
金融庁

情報セキュリティに関する検討会の概要について

近年、ATMをめぐる犯罪が多発するとともに、インターネットバンキングを対象とした犯罪も発生していることを踏まえ、最新の手口等の情報に基づき各種対策の有効性を検証し、金融業界及び行政当局において認識の共通化を図るべく、以下のとおり、「情報セキュリティに関する検討会」（主催：監督局銀行第一課）を開催した。

I. 参加団体及び開催実績

〔参加団体〕

- ・ 警察庁
- ・ 財団法人金融情報システムセンター
- ・ 全国銀行協会
- ・ 社団法人全国地方銀行協会
- ・ 社団法人第二地方銀行協会
- ・ 社団法人全国信用金庫協会
- ・ 社団法人全国信用組合中央協会
- ・ 社団法人全国労働金庫協会
- ・ 農林中央金庫
- ・ 統合ATMスイッチングサービス利用者組織

〔開催実績（テーマ）〕

- ・ 3月9日（第1回）
「ATMシステム：利用時の対策」
- ・ 4月10日（第2回）
「ATMシステム：情報管理態勢・被害発生時の対応」
- ・ 6月1日（第3回）
「ATMシステム：他金融機関取引・ネットワーク利用時の対策」
「インターネットバンキング：利用時の対策、基本設計その他」

Ⅱ. 検討にあたっての基本的な考え方

- 本検討会においては、金融業界における現状認識の共有化を図ることを目的とし、検討内容に基づき、各金融機関が自らの業務や顧客の特性に応じ、適切な対策を講じることを期待しており、機械的・画一的な対応を求めるものではない。
- ATMシステム、インターネットバンキングのそれぞれにおいて、体制の構築時、利用時、被害発生時などの各段階におけるリスクについて、国内外の犯罪事例や現時点において想定し得る犯罪手口に関する詳細情報を網羅的に収集し、その上で各種対策の有効性について検証した。

Ⅲ. 検討会において共有した認識事項

上記のⅡ. 基本的な考え方に基づいて検討を行ったところ、以下の事項について共通の認識を得るに至った。

1. 金融機関における検討のあり方

- 金融機関は、セキュリティ対策を講じるにあたっては、まずは各金融機関がその経営責任において、犯罪の発生状況などを踏まえ、自らの顧客や業務の特性に応じた必要な検討を行った上で態勢の整備に努めるべきである。その際、以下の点に留意することが必要である。
 - 個別の対策を場当たりに講じるのではなく、セキュリティ全体の向上を目指す
 - リスクの存在を十分に認識・評価した上で、対策の要否・種類を決定する
- その際、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなる、いわゆるPDCAサイクルが機能していることが重要である。ATMシステムを例にとれば、以下の検討手順が考えられる。
 - ① 金融機関側に起因するリスクの把握（内部管理態勢の整備状況、システム開発の体制、システムの特性、システムの外部委託の状況等）
 - ② ATM利用に関するリスクの把握（取引限度額、利用可能時間、ATMの設置環境、周辺地域における犯罪発生状況等）

- ③ 上記リスク特性を踏まえ、どのような犯罪手口・リスクに対処すべきかの優先順位付け
 - ④ 対策の実施
 - ⑤ 対策の効果の検証、改善
- インターネットバンキングにおいても同様に、PDCAサイクルにより検討を行うことが期待されるが、ATMシステム以上に本人認証に関する方式は多様で、その技術も日々進歩しているため、情報収集・事後検証の重要性はより高いと考えられる。
- また、新たなリスク・犯罪手口に対応するため、自らの情報収集体制の構築に加え、財団法人金融情報システムセンター・金融関係団体などとの連携強化などの将来を見据えた対応が求められる。

2. 具体的なリスク

- 国内外で発生している犯罪手口及び技術的に想定されるリスク（別表）の洗い出しを行った。
- 以下の項目などは、実際に主要行のみならず地域金融機関においてもリスクが顕在化しているため、適切な対応が求められる。

[ATMシステム]

- ATMコーナーに隠しカメラが設置され、暗証番号とキャッシュカードの券面情報を盗撮される
- ATMにスキミング装置が設置される
- 被害にあう可能性のある顧客を特定できない
- 被害にあう可能性のある顧客に対し、速やかに連絡・周知することができない
- 防犯ビデオが十分に機能しない

[インターネットバンキング]

- スパイウェアによりIDと認証情報が漏洩する
- フィッシングサイトにおいてIDと認証情報が詐取される

- また、金融業界は、ICキャッシュカードや生体認証などの新たな認証

方式について、他金融機関取引の基となる各種標準の最新の状況を踏まえた見直し・改定が速やかになされない場合、それら標準を踏まえた新たな認証方式の導入状況が金融機関毎に異なる場合などには、セキュリティレベルが低いシステムを残存させざるを得ないことを認識して、適切な対応をとるべきである。

※現在、主な標準としては、「全銀協 ICキャッシュカード標準仕様」などが存在。

3. 対策のあり方

○ 財団法人金融情報システムセンターの調査も踏まえ、各種対策の有効性について広範囲に亘る検証を行った。

○ 主な例として、以下のものがある。

[ATMシステム]

- ICカードに関しては、全銀協 ICキャッシュカード標準仕様を順守することにより、現時点においては安全性が確保されていると考えられる。
- 生体認証に関しては、現時点においては不正利用対策として、本人認証の有効な手段であるが、成長過程の技術でもあり、有効性や利用にあたっての留意事項等について、今後も継続的に評価していくことが必要である。

[インターネットバンキング]

- インターネットバンキングにおける認証方式については、個々の認証方式が、各種犯罪手口に対してどの程度の強度を有するかを検証した上で、選択する。さらに複数の認証方式や不正取引を早期に発見できる機能を適切に組み合わせることにより、取引の安全性を高めることが可能である。

(注) インターネットバンキングにおける認証方式の選択にあたっては、認証方式を「記憶認証」、「所持認証」、「生体認証」に分類した上で、複数の分野に属した認証方式を採用すべきとの考え方がある。しかし、その場合であっても、例えばスパイウェアにより認証に必要な情報が全て詐取される場合も考えられる。そのため、本検討会においては、個々の認証方式が各種犯罪手口に対してどの程度の強度を有するかを検証した上で、適切な認証方式を採用すべきとし

た（リスク分析に基づく認証方式の選択）。

- 特定のリスクへの対策は複数存在することから、各金融機関は自らに適した対策を選択すべきである。
（例）口座情報・暗証番号が漏洩するリスクに対しては、暗号化など技術的に対応する方法のほかに、アクセス権限の厳格化などの管理運用態勢の強化による方法もある。

IV. 今後の対応

- 本検討会の検討結果については、参加各団体がそれぞれの基準・標準の改訂に活用する。金融庁としては、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に盛り込むこととする。

（以上）

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第一課
(内線 3322、3388)
